

昭和三十六年四月二十六日(水曜日)

午前十時二十八分開議

出席委員

委員長 久野 忠治君

理事伊能繁次郎君 理事小笠 公昭君

理事草野一郎平君 理事官澤 胤勇君

理事飛鳥田一雄君 理事石橋 政嗣君

理事石山 權作君

宇野 宗佑君 内海 安吉君

尾関 義一君 大森 玉木君

飯谷 忠男君 佐々木義武君

田澤 吉郎君 服部 安司君

藤原 一君 藤井 勝志君

藤原 節夫君 保科善四郎君

前田 正男君 牧野 寛策君

米山 恒治君 井手 以誠君

緒方 孝男君 杉山元治郎君

田口 誠治君 原 茂君

山内 広君 横路 節雄君

受田 新吉君

出席國務大臣

國務 大臣 西村 直己君

出席政府委員

防衛政務次官 白濱 仁吉君

防衛庁参事官 加藤 陽三君

(長官官房長)

防衛庁参事官 海原 治君

(防衛局長)

防衛庁参事官 小幡 久男君

(教育局長)

防衛庁参事官 小野 裕君

(人事局長)

防衛庁参事官 木村 秀弘君

(経理局長)

防衛庁参事官 塚本 敏夫君

(裝備局長)

調達庁長官 丸山 信君

總理府事務官 大石 孝幸君

(調達庁總務部 長)

防衛庁書記官 麻生 茂君

(防衛局防衛審 議官)

專 門 員 安倍 三郎君

四月二十六日

委員米山恒治君辞任につき、その補欠として牧野寛策君が議長の指名で委員に選任された。

本日の会議に付した案件

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)

○久野委員長 これより会議を開きます。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括議題とし、前会に引き続き質疑を継続いたします。

質疑の申し出がありますので、これを許します。石山權作君。

○石山委員 朝早くから夜おそくまで、九時間以上毎日質疑応答をしておるので、長官初め政府委員の方々はいぶお疲れのようにも思います。それでゆうべなどの質疑を聞きますと、私の方で懇切丁寧に質問をしているにもかかわらず、御答弁はぶつきらばうであつて、堂々めくりである。それでは

理解しにくいのでございます。それでも私に、ここ一週間ぐらいいにわたつた質疑応答の中をば集約してみまして、それで長官がゆくべぐつたり休まれて、頭の感覚の新しいところで一つ答弁をいただければ、あるいは私が間違つて考へている点が是正されるのではないかと、こう思つて、四点はかき、今まで私どもが質疑応答の中で感じた点をば申し上げてみます。

第一に防衛二法、わが国自衛力という問題は、どうしましても日米安保条約をば度外視して論ずることは不可能でございます。それで日米安保条約の全体の中から感じられるのは、長官初め官房長あるいは防衛局長のお話は大へんに不明確でございます。そして長官はしつちゅう、この条約は相互信頼が基礎であるというふうなことを言われる。だから穴があつても、欠点があつても、不明であつても、相互信頼ですべてその穴は埋めることができる、さうで水をくむことができるような話をしているわけなんです。それで私はお伺いをしたいのでございますが、日米安保条約のうちで何としても一番問題になるのは、在留のアメリカ軍と日本の軍事基地の問題だと思つて、これを要約いたしますと、軍事基地とアメリカ軍との関係、これはもちろん固接侵略等の問題とからめて、ともするとアメリカの動きによつて、日本人の知らないうちに、極東の平和という美名のもとに、日本の平和はおおむね痛められる。そしてわれわれはその混

乱の中に巻き込まれて、相互援助をばその中で行なつていく。つまり私たちは知らない間に、いつの間にか日米安保条約の魔術にかかつて、戦争するのではないかと、いふことをば、私は第一に考へるのでございますが、さういふことはないのでございまして、もしこの場合あなたが言い切れるとするならば、一つ事例をあげていただきます。明快に答弁をしていただきたいのでございます。まず第一点はそれでございます。

○西村國務大臣 この安保条約の基本は、その根底にある思想と申しますか、考へ方がきつめて大事なのであります。そこで日米安全保障体制を結ぶことによつて、平和あるいは安全というものが確保できるかどうかでございます。われわれといたしましては、これは国会でも非常に問題になりましたが、長い論議の結果、安全保障体制を結ぶことによつて、むしろ国の安全、言いかえますればこれによつて戦争が抑止できる、あるいは進んでは平和の確保ができる、さういふ趣旨のもとに、これが結ばれておる。この観点からまづものを覚えていただきたい。またわれわれはさう見ておるのであります。特にこの第一条におきまして、締約国は、国際連合憲章に定めるところに従つて、平和的手段云々というふうな、問題をあくまでも平和に置いてというふうな書いてございまして、「国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束す

る。」というふうな書いてございまして。私はこの趣旨から、戦争に巻き込まれるという危惧よりは、むしろ戦争を遠ざける、あるいは進んでは平和維持、世界の平和に寄与する、さういふ建前でまず考へていけば、今の御質問に対する根本的な解決になるのではないかと、思つております。

○加藤政府委員 ただいま長官の仰せになりましたことを若干補足して申し上げます。今長官が申し上げられました通り、日米安保条約の前文におきましては、「国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認して、この条約を結ぶ」とございまして、第一条は今長官がお読みになりましたようなことが書いてございまして、第七条には「この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に對しては、どのような影響も及ぼすものではない、また、及ぼすものと解釈してはならない。」と書いてあります。国際連合憲章では、御承知かと思ひますが、第一条におきまして「国際連合の目的は、国際の平和及び安全を維持すること。」である。第二条の第三項には「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危くしないよう解決しなければならぬ。」第四項におきましては「すべての加盟国は、その国際關係において、武力による威嚇又は武力の行使

を、いかなる国の領土保全又は政治的
独立に対するものも、また、国際連合
の目的と両立しない他のいかなる方法
によるものも、損なうべきではない。」
これが国際連合の大きな目的でありま
す。ところが一面におきまして、こ
ういふことでやりますれば、侵略と
か戦争というものは起こらないはずな
い。ところが現実の世界というものは
そうでもないというふうなことも
ありまして、御承知の通り第五十一
条に自衛権の規定があるわけでありま
す。第五十一條は、そういうふうな原
則と並びまして「この憲章のいかなる
規定も、国際連合加盟国に対して武力
攻撃が発生した場合に、安全保障理
事会が国際的平和及び安全の維持に必
要な措置をとるまでの間、個別的又は
集団的自衛の固有の権利を害するもの
ではない。この自衛権の行使に當つて
加盟国がとつた措置は、直ちに安全保
障理事会に報告しなければならぬ。」
また、この措置は、安全保障理事会が
国際的平和及び安全の維持又は回復の
ために必要と認める行動をいつでもと
るこの憲章に基づく権能及び責任に対
しては、いかなる影響も及ぼすもので
はない。」「この自衛権が国際連合憲章の規
定でございまして、この規定を前提
にして安全保障条約というものはでき
てゐる。そこで日本及びアメリカはい
かなる場合におきましても、国際連合
の規定に従つて行動をとるのでござい
ますから、これに違反することはない
わけでございます。そういう点を御了
解願ひたいと思ひます。

○石山委員 日本軍の軍隊といふ言葉が
適当でないと思ふれば、自衛隊でござい
ます。自衛隊はアメリカ軍に対しては

相互信頼の關係で問題をすべて解決す
る。その次にいわゆる極東の平和かど
うか知りませんが、世界の平和に寄与
するといふ立場は抑圧力である、こ
ういふようなことは前々からいわれて
いるのでありますが、その点には間違
ひございませんか。

○西村国務大臣 日本自衛隊が存在
し、かつ訓練し、国力に応じて漸増さ
れること自体は、日本自体の一つの平
和の守りでございます。同時にそれは
安保体制、また日本自体が安全である
こと、または平和であることが、世界
の平和に寄与する、私はそういう意味
で抑圧力ともなると思ひます。また
日本に事態が起つた場合に、日本を
守る、言いかえれば自衛隊が戦力を
發揮することも、またこれは最小限に
平和に反するといふ努力でありますか
ら、私はその行動力自体も、広い意味
では世界、極東の安全なり平和なりに
關係して参る、こう考へております。

○石山委員 日本自衛隊に対する発
想は国連憲章を母体にしてゐる。国連
ではどういふ形態にあるかといひま
す。大ざっぱに言へば、西側は自由主
義である、東側は共産圏である、AA
グループ。この三つです。この三つの
どのグループも一つとして国連憲章は
否定してゐないと思ひます。しかし
われわれが相互信頼をかけてゐる日米
安保条約は、何と申しましてもこの国
連憲章から見ますと、この三つのグ
ループからすると片寄つてゐるのでは
ないか。そして国連に加入をしない国
をアジアにはかかえてゐるわけでは
ない。真にわれわれが国連憲章を大切
にし、国連憲章の旗のもとで日本の自
衛隊を見るという体制とするならば、

日本の外交、日本の防衛というものは、
おのずから隣國の國が未加入で
あるといふこの問題は捨てておくこ
とはできないはずで。

ここで委員長、私はやはり外務大臣
の必要がありそうに思ひますけれど
も、これは提案事項として委員長はよ
く覚えておいていただきたいと思ひま
す。

その努力を日本の國はなしてゐない。
総理大臣に聞いても、まだわから
ない、これは日本の國だけでできる問
題ではないと言つておる。日本の國だ
けでできる問題ではないといふことは、
多數の國々との關係かといふこと、
そうではないと思ひます。どうしても
日米安保条約によつてアメリカと結び
ついた日本は、アメリカの意向をうか
がわれないことには、隣國の國である
北朝鮮を國連に加入させなければなら
ないといふ努力をしないといふこと
だと思ひます。

そうしますと、ここで問題が起くる
のは、日本の自衛隊の姿が全然変わ
るといふことだと思ひます。中國が國連
に加入したときの日本の自衛隊のスケ
ール、あるいは北朝鮮の場合もそうで
ございましょう。これを度外視して、日
本の自衛隊の軍備が大きいとか小さい
とかいふことは論じられたいと思ひ
ます。国連憲章を大事にし、国連憲章の
でわれわれは日本の自衛隊を見、世界
の平和、極東の平和を考え、日本の國
の安全を考えるとすれば、池田内
閣はそれを率先してやらなければなら
ぬのだが、なぜやれないのだらう、こ
ういふ疑問は、私は素朴な國民はみな
考へてゐると思ひます。この場合、
國民に親しまれ愛される自衛隊といふ

言葉を使つてゐるが、長官は愛され親
しまれる自衛隊の存在としてどうい
うに説明なさるのか。あなたは外務
大臣でないと申つてゐるのだけれど
も、まず關係閣僚として自衛隊の長官
として、一つでできるだけお答えをいた
だきたいと思ひます。

○西村国務大臣 私防衛庁の責任を
持ちますと同時に、また國務大臣のい
ふ問題に対して強い関心と、また
一半の責任は政府としてあるわけ
です。そこで中共に対する問題は、政府
といたしましては、御存じの通り世界
全体あるいは極東全体の問題で、こ
ういふ平和の中から問題解決の道を探
したいといふ努力あるいは意欲といふ
ものを持つてゐることは御存じの通り
であります。ただその具体的な方法に
なつて参りますと、まだこれは時間の
問題もありましよう、方法の問題もあ
りましよう、そこに具体的にどうい
うにするといふことはこれから問
題である、こゝういふ態度であるわけ
であります。

それから自衛隊につきましましては、御
存じの通り國土の守りであります。し
かもこれは前提として、國防の基本方
針にございまして、われわれは國
力國情に応じて考へて漸増主義をとつ
ております。國力國情に応じてい
うことは、單に國內の事情だけではござ
いません。世界の平和情勢あるいはア
ジアの安全体制、平和といふようなもの
と相応じてこれを考へていくべきだと思
ひます。でありますから今の前段
の、主として外交、外政上の問題の動
き方に依つて、また國力國情に応じて
われわれの自衛隊といふものが、今後

考へられていくことは當然だと私は思
ひます。従つて私は現在の段
階におきましては、現在の段階にお
ける自衛隊といふものを正しくその位
置を占めさせ、正しく訓練し、そうし
てそれを國民に理解を求め、親しんで
いただく、これが一番健全な道ではな
いか、またこの点をさういふ方法に
よつてやつてゐることは、國民は御理
解いただけると思ひます。

○石山委員 國民は御理解いただける
といふが、私はさつぱり理解できな
い。話はわかるけれども理解はできな
い。まあ了解はできないといふことか
もしれません。こう考へてみましょ
う。私も日本自衛隊は、民生安
定を無視して大きくしていくとい
ふことではないと思ひます。民生安定の上
に日本の國の守りとしての自衛隊の存在
価値、こゝういふことは原則だと思
ひます。そんなつて新聞で見ましたが、ソ
連から帰つてきた人のお話を聞いてみ
ますと、例の東方号がゆうゆうと上
がった。大したものだ。しかし裏町を
歩いてみたら、化粧した女の人が少な
かつた。まどうていた上着の色はあま
り違つておらなかつた。仕立ての格好
もやや似てゐるといふようなことを報
告してあります。その方はついでにこ
ういふふう書いてゐる。これはちや
うど日本が昔、軍部をば中心にして躍
進した時代、軍事力に金ををんと投資
して、勤け勤け、兵を強くすることは
國を強くすることだ、やがてよくなる
のだから勤け勤けといふような格好で
やつたことと似てゐる、こゝういふ
な報告をしてゐるわけですが、さうい
ふことを私たちは一応考へてみるわけ
です。こゝで私は、どうしましても國民

次に間接侵略の問題でございますが、これは私もそれぞれの本をちよいちよい開いて見ましたが、定義は不明瞭でございます。間接侵略の定義というものは定まっていらないようでございます。ただたくさんの例証を、こういうこともある、こういうことも間接侵略という中に含まれるというように例証をあげますと、かなりその格好がわかってきますけれども、これはまだ前々からの国際連盟時代からも論議に

なっているようですが、いまだ国連の中にいてもこれは確定していない。ということをはまづらいことにして、きのう大へん問題になっている自衛隊の治安出動の面からんで、オーパー・ラップするという問題に対しては、アメリカ軍が入ってくるという危険性があるということは、ぬぐうべくもない気がするのです。つまり言葉をかえていえば、いわゆる日本の大衆運動、あるいはある意味では、もうちょっと進んで言えば、日本が民族的に独自に行なうところの革命運動そのものに、アメリカ軍は容喙をするという立場がとられてくるのではないかと、いうことが、質疑討論の中で残された問題だと思えます。私は法理論を聞くのではないが、そういうふうに実際はならないのか。ならないようにするきちっとした条約上の規定があるのかどうか。どこをば適用してそういうことがなし得るだろうか。この疑念をばどうしても解いていただかなければならぬのでございますが、御説明をいた

だきたいのでございます。

○加藤政府委員　その点は前回も申し上げたのでございますが、新しい安保条約と旧安保条約第一条と比べてみま

すると、旧安保条約の第一条におきましては、昨日も条文を読んで申し上げましたが、駐留している米軍は極東の平和と安全に寄与し、一または二以上の外部の国の教唆または干渉による大規模の内乱、騒擾に対して、日本国政府の明示の要請に基づいて使用されるということ、外部の国、外部からの武力攻撃に対して使用される、三つの場合に使用されることになっております。今度の安保条約におきましては、米軍が軍隊を、武力を使用する場合は、第五条に限られておる。

第五条というものは「武力攻撃」という書いてある。いかなる形におきましても武力攻撃でない限りにおきましては、第五条は発動しないということ、昨日から申し上げているわけでございます。これで御了解願いますか。

○石山委員 武力という言葉の限定の仕方が、この場合われわれが今まで考えている武力というものと、今あなたの考えている武力というものはだいぶ違ふと思う。それは間接侵略の場合、あなたはいろいろなものが重なるかというところを言っているじゃありませんか。そうしますと、そこに微妙な判断に苦しむ条件が出てくる。判断に苦しむ条件というところを実際の行動に行なう場合は、その出動者側の主観的判断によつて問題がきめられるということ、その場合のことを考えると、米軍が日本の民族運動、大衆運動に容喙する可能性が出てくるのではないかと、いふ心配はぬぐうべくもないのではないかと、残されているのではないかと思ふのです。私は法理論を言っているのじゃないのです。私は極めて常識的にあなたたちに聞いているのだから、答

弁しやすさと思ふのだが、それでも残すようではだめですな。

○加藤政府委員 どうも私の答弁が御理解願えなくて残念でございますが、第五条は武力攻撃に対して発動する、こうなっているわけですから、武力攻撃という形をとられておる。その武力攻撃の中には、普通の場合は正規軍による侵略というものが考えられまじやう。しかし不正規軍による侵略というふうなものもありますれば、これは觀念としては間接侵略という觀念に入るかもしれない。しかし形勢としては武力攻撃である、そういう場合には第五条は発動いたします。それ以外の場合には第五条は発動いたしませんということとを申し上げておるわけでございます。

○石山委員 このところは、社会党としましては大切なところなんです。ですから私はもう一べん長官にお伺いしますが、国内問題に限り、普通いわれているところの武力攻撃の、ないところには米軍を容喙させないというところをあなたは言明できますか。いふことは五條が発動になります、それ以外には五條が米軍は武力介入はいたしません。

○石山委員 わかりました。次に自衛隊の件につきましてお伺いをいたします。私は自衛隊を考へる場合に、この前も池田総理がおいでになったときも申し上げましたのですが、自衛隊はどの程度のものかといつても大へん大きくなつたのです。この大きなものを私たちが守る場合、もちろんこれは國を守るという善意、この善意は私は何と否定しておりません。ただその善意

がちょっと曲がついていくような場合があるわけなんです。実例として輝けるフランスの陸軍、これは全く部隊として見れば輝けるフランス陸軍です。このフランス陸軍があの通り、ちょっと本國から離れるとああいう格好になる。しかしこれも善意ですよ。おそろしく今反乱を起こしたといわれの人たちは、フランスのためである、そう思つていふものなんです。この善意は私否定しないけれども、その善意の認定の仕方によつて國民に迷惑をかけ、世界の平和に迷惑をかけている。私は治安出動を考へる場合に、善意であらうけれども、いかにして自衛隊が勝手に動くことを押えることができるのかということ、常にわれわれは工夫しなければならぬ問題だと思ふ。私どもの方からいろいろな言われておりますが、統幕強化は行なわれたわけですか。そうして有事の際には、かなり迅速に動くことが可能だと言われます。しかし僕らは逆に考へてみますと、それぞれの新聞、雑誌の解説等を見ましても、あるいは陸幕の責任者が言うようなことを見ますと、今度の十三個師団のやり方は、どうも治安出動に便ならしめるために、もう一つは建設部隊を各師団に置く、これはもう師団分割の主眼点だといふようなことを言われているわけなんです。そうしますと私どもはどの不安になつてなりません。一体日本のだいじやない、十三ヶ所も一萬ないし八千ぐらいの軍隊を置かなければ、日本の治安が保たれないものか。これは私は前の杉田発言とかそういうものを別にしてお聞きするわけですが、そういうふうな不安といふものがあるのをご

ざいまいしょうか。それとも純然たる軍事上の要請によつてこの案が立案されているのかどうか、それをお聞きしたいのです。

○西村国務大臣 毎回繰り返して申し上げて恐縮でございますが、自衛隊の任務は直接侵略、間接侵略並びに公共秩序の維持、こういうふうになつておりました。従つて自衛隊の任務は治安維持そのものではないのであります。しかし自衛隊が治安維持をやることも当然の任務だ、こう考へております。問題は従つて御議論のように、十三個師団編成がえした、そこにおいて自衛隊の任務が変わつてきたのだ、私どもはそういうふうには御説明も申し上げてないし、またおそろしく大多數の國民もそうはお受け取りにならぬ。ただ現在の十単位のものに十三にするのは小型にした方が能率が上がる、こういうことなのでございます。この間も六百台の車をぞろぞろ連れて歩くよりは、三百なり三百五十のもの機械的に動いた方が日本の地形に合う、この観点から十三に分けた。ことに少し片寄つておりました。たとえば中国方面は災害があまりなくても、大阪まで連絡を頭腦的な本部には求めなければならぬのが、少なくとも中国に一方所頭腦ができれば、それだけ支店がふえたようなものでございましてから便利になる、そういう点も考へておるのであります。私どもは國內に十三に分けて國民を押えつけようという意思は毛頭ないのでございまして。と同時に、災害や天変地異があつたときには、そこにまたそういうものがあることは、むしろ國民に安心感を与える。善良なる國民はこれによつてむしろ積極的になつて下さるであらうと私は確信をいたして

て、十三個師団を御提案を申し上げておるのであります。

○石山委員 第二次五カ年計画による増強案はまだ作成されないと言つておられますけれども、増強の方向をたどるということになるでございまいしょうか、どうなんでしょうか。

○西村国務大臣 これは先般も御説明申し上げましたように、防衛局と申しますか、事務の段階におきまして案は練つておつております。また国防會議の参事官クラスの専門の御意見等もお聞きをしております。また防衛庁としまして、防衛庁長官の段階におきましてこれを論議する段階までは来ておらないのであります。ただ事務の方から、先般も国会で防衛局長が御答弁申し上げましたように、陸軍に於いては一応一次計画で十八萬ある。それを防衛局としてそれぐらいの線は目標にしていくじゃないかという案は検討しておるといふことは、私もこの間の国会の答弁を通じて聞いておる次第でございます。

○石山委員 少ない自衛費、少ない防衛力で最大の効果を上げるということが目的だろふと思ひますが、今の自衛隊はそういう目的に沿つて行つてゐるわけですか。

○西村国務大臣 もちろん私は、現状のまだ貧弱な中におきましてその目的に沿つよう努力しておりますが、より以上これを充実し、整備して、さらによりよい御奉公を申し上げたい、こういう考へであります。

○石山委員 貧弱な自衛隊ですか。貧弱な自衛隊が旧軍隊の三十倍以上の火力を現在持つてゐる。これで貧弱だと

私は言えないと思う。アジアにおいては中国を除いては、日本の軍隊と肩を並べ得る——軍隊じゃない、自衛隊だ。自衛隊と肩を並べ得る軍隊があったとしたらお知らせしたいと思う。

○西村国務大臣 私からお答えします。なるほど十分でないかあるかというところは、議論の分かれ目もありました。しかし私どもは、さつきも例示いたしましたけれども、現在の装備では欠点があるのではないかと御指摘なさいます。銃が曲がっているじゃないか、それからタンクが古くて困るじゃないかと参議院の社会党の方面からも、決算委員会等ではさんさんおしかりを受けるのであります。そういう面からいきますと、私どもはやはりそういう面は更新したい、そういう気持も持ちます。またそれによって初めて人的な訓練が生きてくる場合もあるわけであります。もちろんこれは国力事情というものを考えつつやっております。それならぬと思うわけであります。それから火力が大きくなつたじゃないか、これは事実でございます。戦前の軍隊よりは今の軍隊の方が火力は多いのであります。しかしこれは全体の科学の進歩という中においてお互いに見合つていかなければならぬのでありまして、科学の進歩以前の姿と今とを比べるわけには参らぬのではないかと、こう考えております。

○石山委員 防衛局長、私が問うていることは、貧弱だという日本の兵備力は、中共、ソ連を除いて、アジアで日本を上回る戦力のある国をあげていただきたいというのを言っているわけなんです。

○海軍政府委員 お答え申し上げます。

す。その前に、先生から現在のわが管区隊は旧日本師団に比べて数十倍の火力、こういうお話がございましたが、私どもの手元の数字ではそのようにはなっておりません。これは先般の当委員会におきまして御説明いたしましたように、師団の火力というものの比較はなかなかむずかしいでございます。先般申し上げましたように、単に編成整備表にありますが火器類を全部同時に撃つというところは、まずあり得ないわけですね。これが機動力ということとかみ合はされて、具体的に地形、状況下におけるいわゆる実際の火力としてどうなるかということ、それだけの検討が必要でございますが、これは非常にむずかしいんですが、試みに各師団の編成整備表にありますが火力を同時に全部撃つたという仮定で計算いたしますと、現在の管区隊は一分間に約十九トンの火力です。これは旧日本師団に比べて、現在の管区隊を二といたしまして、旧日本師団は〇・四八、すなわち旧師団に比べて二倍ということになります。そういう比較をいたしますと、私どもの手元にございます資料では、たとえば米歩兵師団は一・三、ソ連の狙撃師団は一・四五であります。こういう数字がございまして、さらに韓国の歩兵師団もやはりわが国の管区隊と同じような編成でございますので、火力はほぼ同じ、北朝鮮あたり、そのような状況になつておりますので、御了解願います。

○石山委員 鉄砲かついでトテテ歩いている陸軍ばかり言っているのじゃないか。海軍や飛行機あるいはロケット装備等の問題をみな伏せて、一番比較しやすいところを言っているというのはいけしからぬじゃないか。こういうことを言つてわれわれの言うことを甘く過ごそうというのはいけなさいことだと思ふ。もう一ぺん全体の兵備力の比較をば私に聞きたいのでございませう。

○海軍政府委員 私の答えが十分でなくて申しわけございません。私どもの手元にあります数字で申し上げますと、国府が二十四個師団・四十三万、海兵隊を含んでおります。艦艇は百九十九隻で約十四万八千トン、戦艦は三百、戦艦機二十、そのほか百八十を含めて五百、これが国府軍の装備であります。韓国におきましては十九個師団、六十三万、海兵隊を含んでおります。フリゲートその他で七十五隻、約五万三千トンの勢力である。航空機は三百機であります。フィリピンは御存じのような状況でございますが、予備師団四個師団を含まして全部で三万三千、艦艇は二万九千トン、戦艦機等は百五十機、こういう数字が一応ございまして、次に極東軍といふものの数字は、一応三十三個師団で四十五万、艦艇は七百隻、五十万トン以上、航空機四千二百機以上。それから中共でございますが、これは百十個師団、二百五十万、公安隊を含みます。艦艇は六百四十隻で十七万トン前後、空軍につきましては三千機、約三十万人と推定しております。北朝鮮は十八個師団、五個旅団で五十四万、公安隊を含みます。艦艇は百隻で一万七千トン、航空機九百九十機、こういうのが一応私どもの手元にある数字でございます。

○石山委員 鉄砲かついでトテテ歩いている陸軍ばかり言っているのじゃないか。海軍や飛行機あるいはロケット装備等の問題をみな伏せて、一番比較しやすいところを言っているというのはいけしからぬじゃないか。こういうことを言つてわれわれの言うことを甘く過ごそうというのはいけなさいことだと思ふ。もう一ぺん全体の兵備力の比較をば私に聞きたいのでございませう。

経済力、こういうものを総合してみますと、私ども日本の力といふものは、ソ連、中国を除いては第一等の国であるというふうな印象を受けるわけですね。それを長官に言わせるならば貧弱なる自衛隊だと言ふ。なぜそういう言葉が出るか。それはソ連、中国のよう大國をば想定しているからです。それと肩を並べたいからなんです。だから貧弱という言葉が出る。しかし人口、国土、こういうものと引き比べてみれば、私どもはソ連とも中国とも肩を並べているというのが現状だろうと思ふのです。それがとにかく貧弱に見えるというところは一体何だろう。私は思うに、どうも向こうの國々の人々をば敵だといふような——敵だと言つて悪ければ不信感を持つてゐる。太平洋の遠いアメリカは大へんにつかしい人なんだ、ここに私は問題があるのではないかと。身分不相応な自衛力を養わなければならぬといふのは、こゝろから問題が出ていっていると思ふ。長官、あなた、私の言うことわかつていますか——では御答弁をいただきます。

○西村国務大臣 申し上げますが、私どもは国防費の比率をいつも申し上げるのではありませんが、国防費の比率を申し上げます。日本は近代國家として、國民所得に對しては、予算の中に位置します国防費の地位が世界最低でございます。日本のように一・四三なんという国防費のパーセンテージを持つてゐる國は、日本以外にはないのであります。これは遠くソ連の例をごらんになりますと、國民所得の一六％である。西ドイツをよく敗戦國の例として比較いたしますが、西ドイツにおいても五％程度國民所得に對して防衛費を持つております。日本の場合には本年度においては一・四あるいは取り方によつては一・四を切つておるのであります。その意味で私は安いと申し上げた。また現実に装備等をごらんいただきますと、御案内申し上げます。私はいつでも御案内申し上げますが、雨の漏るような施設の中で暮らしておる航空隊もあるのではありません。トタン板の中で暮らしておる航空隊もあるのではありません。それらにつきまして国土を防衛しようという場合におきましては、せめてそういうものくらいは人間並みにわれわれはしたい、こういうふうな考え方やはり装備改善の一つ、施設改善の一つに入つてくると思ふのであります。

それから、なるほど韓国やなんかとの比較の問題はありますけれども、これも一億の人口を持つてゐる國と、千万単位あるいは千万以下の人口を持つてゐる國の陸軍なり、あるいは海軍なりと比較いたしますれば、私は日本は多過ぎるどころではない。まだ国力事情に應じていさ少し防衛努力をやつていいのではないかと、こういう考へ方で申し上げておるのであります。

○石山委員 雨が漏つたりしたの、これは直してあげなければいけぬ。それからベッドが二段にも三段にもなつてゐるのは、これは一段にしてあげなければならぬ。職業軍人と下級隊員との給料の差はなるべく縮めてやるといふふうにはわれわれは考へておる。こういう点はわれわれは考へておる。こゝろからいふと、私の言いたい点はそういうことではなくして、先づ新聞にも出ておりましたが、防衛局長は西村

時に、また國民に対して啓蒙と申しま
すか、真実を知らせ、情勢を訴えるこ
うなことも必要だろと思うのであり
ます。私はその認識、必ずしも正しい
認識とは思いません。その女性の認識
は、その置かれた立場において、真実
といえますが、情勢というものを把握
されておられないという結論から、日本
の国防費のあり方を御議論になったの
だらうと思います。

先ほど継続費や国庫債務負担行為が
隠れみではないとおっしゃいます。繼
続費や国庫債務負担行為も国会におい
て、この委員会と同じように慎重審議
をお願いいたしました結果、國民の意
思によってまわっているものでござい
ます。決してこれは隠れみのものでござ
いませぬ。防衛庁限りで勝手にやってお
るのではないということ、一つ御認識
いただきたいと思ひます。

○石山委員 私はこの女性の言ってい
ることは真実だと思ひます。正しい
と思ひます。しかし皆さんの政治
がこの正しいことをゆがめてしまふと
いうことに気がつかないでございま
す。そして言う言葉は、狭い窓
から世の中を見て。狭い窓から、広か
らうが、正しいことは正しいと受け取
ることが私は政治の要諦だと思ひ。と
ころがちょっと上に上がつて、この女
性の言う真実というものをば見下した
ような考え方で政治をとらうとしてい
るのは、これは保守党の特権ですか、
性格ですか、あなた個人のそういう
性格なんですか。私はこの考え方は間
違つていゝと思ひません。その面は正し
いのじゃございせんか。どこが一体
正しくないと言へるのです。ただその

正しさが現実に応用できるとか、応用
できないとか、今は無理だという話は
わかるけれども、正しくないというの
は何事なんですか。御答弁をいただきま
しょう。

○西村国務大臣 世界じゅうが無防備
になり、それから全部完全軍縮という
ことであれば、一つの人類の悲願でござ
います。その意味からいっての正しい
とか正しくないとかいう議論である
ならば、これはまたそういう意見も立
つてあります。私も、現実の政治をやり、
現実の責任を持つてお
治家だろと思うのであります。理想
家ではない。政治家である以上は、や
はり現実を直視しつやつていられ
るのではないかと。その論点から見
て、私は純心な御議論であらうと思ひ
ますけれども、その方のお立場とい
うものをさういふに判断したわけ
であります。

○石山委員 私はこういふ考えをば尊
重していかねば、政治というものは
濁つてしまふということ。國民
のおそく半分は女とするならば、
私は女性の素朴な考え方は、これに似
通つたものがたくさんあるのではない
かと思ひます。それからきょう私は
高輪からバスに乗つて来たのですが、い
わゆる日本の財界や政界の指導階級
のむすこたちが入るという有名な学校を
二つ前を通つてくるのです。その正
門にびたつと防衛二法は絶対反対とい
うビラが下がつてゐる。その学校はわ
れわれ貧乏人の子供が学校じゃないの
です。そこにさういふビラがかかつて
います。私は若い人たちの純真というも
のは、さういふところにあるのではない

かと思ひます。ですからぼくらとし
ましては、濁つた現実を片足でかけ
なければこの世の中が渡つていけない
としても、國民のこゝろを考へ方にこ
たへるためには、努めて安んじ経費で防
衛というものを考へなければならぬの
ではないかと。これにこたへるのが政治
家の任務だ。さうすると、ここに御婦
人の簡単な言葉で言う、お隣の国は科
学の発達した大きな国、これを仮装敵
国としてゐることは、さういふことも
私はうなずける正しさではないかと。
あなたの方こそ故意に広い窓をいつ
て、アメリカの方の窓はあけてゐる
のだろけれども、北の方の窓は春に
なつて開かぬというやり方じゃない
ですか。あなたこそ目の前が狭い。こ
の人は二十六才で人生の経験は浅いか
もしれぬけれども、世界全体を見ての
言葉で、あなたよりも広い窓を見てい
るのではないかと私は思ひます。あ
なたの方がよほど狭い。自衛隊とい
ふ窓、防衛庁長官といふ窓だけ見てい
る。さういふ窓をいせんか。

○西村国務大臣 それはたしか新聞の
投書に出ていた御意見だと思ひます
が、私も拝見しております。なるほど
女の純真な方は、地図に書いてある大
きさだけを見て物事を御判断なさる氣
持もわかるが、それと同時に私も世界
を、共産圏、自由圏をつぶさに見て
いる男でございませぬ。現実の姿を見
て、世界の置かれた現状、それに片
足を現実におかけになるというが、政
治をやる以上は、現実に両足を置いて
理想に持つていかなければならぬ。片
足だけでは政治はできないのでござ
います。第一にしっかりと現実の姿に足
をつけつ、しかも一つの理想なり政策

に向かつて推進する、その場合に國民
の個々の御意見も尊重するが、同時に
またその中でわれわれとしては國民に
対して訴へるべきものは十分訴へ、そ
うして民主主義的な方法でものをきめ
ていく。慶応とかこが知りませんが、
さういふ大学にビラが張つてあつたの
も、それも一つの意見でしょう。しか
し同時に私どもの方には、早く防衛
二法案を審議したらどうかという投書
もまたたくさん参つております。

○石山委員 では長官、あなたはさう
いふ御婦人のことは否定されるとい
ふうにとつてもよろしいのですか。も
つと何か弁解したいのですか。否定す
るなら否定をなさう。さういふ考へ方
はけしからぬといふうに否定できな
いでしょう。否定できるなら否定でき
ると言つて下さい。

○西村国務大臣 私は理想論としては
一つの考へ方だと思ひます。しかし現
実に両足をちゃんと置いて、さうして
世界にあるいはその他の状況すべてを判
断してみると、その御意見に対して
は、私は個人の意見ではありますけれ
ども、それだけをすなおにそのまま政
治に反映するわけには参りません。こ
ういふ趣旨でございませぬ。

○石山委員 西村長官はもつと前向き
に人生とか世界とかを見、そして政治
を行なつていただけたらと思ひます。
たのですが、どうもさういふフレッシュ
な心がないやうで非常に残念です。
次にお伺ひしたいことは、私はやは
り金のことを考へるのですから、兵
器といわゆる日本の関連産業のことを
少しくお聞きしておきたいと思ひま
す。特にこの第二次防衛計画は、西村長
官は一生懸命だけれども、池田総理は

あまり熱意がない、さう世間でもっぱ
らいわれてゐるわけですね。池田総理の
頭にあるのは所得倍増、国内消費を高
めて、そして産業の発展を考へる、こ
ういふうに言つておられます。西村長
官、一生懸命やることはもちろん長官
です。それからそれは任務でございませ
ぬ。それから第二次五カ年計画は執拗に進め
ていく一つの理由として、関連産業の
業者が著しく結束をして、圧力団体
になつて第二次防衛計画を推進してい
る、これが裏話だといつておる。しか
しまあ裏話の存在とかさういふことは別
にして、私のお聞きしたい点は、たく
さんの兵器をばお作りになるわけであ
ります。ですからたとへば飛行機一機一
億円としましても大へんな額になるの
でございませぬ。それから、われわれとし
ては先ほども何べんも申し上げたやうに、
安い経費で完全なものをさういふうに
欲ばりの考へ方でございませぬ。兵
器のコストに対してはかなりに鋭敏な
のでございませぬ。神経質でございま
す。お伺ひしたいことは、今度の兵器の
中で、新三菱重工からは、どうも契約
はしたけれども、おもしろくないの
で困つてゐる、ある会社からは契約を
やめる、さういふうに言つてきてい
ると聞いておりますが、現在には生産や
計画等はそこを来たしてないのか
どうか、これをまず第一にお伺ひし
たい。

○西村国務大臣 防衛生産の問題でござ
います。私は防衛生産力といふもの
はもう少ししっかりしたものであ
らうと思ひます。防衛庁長官になつてみたのであ
ります。石山さん、防衛庁長官にな
らなければ、予想外に日本の防衛

生産力というものは貧弱だ。全鉱工業の生産額の一%でございます。一%ということは、かりにパイプを補給しようと思っても、その能力がないという危険性がまだ多分にある。そして高いものをよそから買わなければならぬというよりなことも起こりましょう。またある火薬なりその他のものを受注しようと思っても出血である。それだけの設備をしても将来見込みがないなら出血受注は受けられぬと言ふ。防衛生産力は貧弱でありまして、むしろ私はそういう方面からいって少し防衛意欲的な声が上がってくる方が望ましいと思つてゐるくらいであります。防衛生産の面から私に圧力がかかってくるというところは毛頭ないというのを申し上げたいのであります。なお今の具体的な状況につきましては、装備局長から御答弁申し上げます。

○塚本政府委員 防衛生産に關していろいろ石山委員から話がありました。が、確かに値段等につきましては相当予算面上苦しい点もありまして、業界の方に相当値下げを願つておる面はあります。そういう面から新聞等には出血だ、あるいは非常に苦しいというやうな声が出るのではないかと思ひます。ただ中にはやはり予算面上赤字になつておるところもないではありませうが、大体においてほとんどあるいは幾らか利益が出るというところにはいつてゐると思ひます。

○石山委員 たとえば三菱化成では、これ以上防衛庁のおつき合ひはできないと言つて、この三月で砲弾用火薬の生産は辞退する旨を申し入れた、こういうふうに言つてゐるのですが、これは事実ですか。

○塚本政府委員 火薬の点につきましては、これは従来火薬につきまして設備維持のための補助金が出ておつたわけでありまして、これは通産省関係で出しておつたわけでありまして、これが廃止になりまして、その設備を維持することができなくなつたということ、廃止する面も出てきてゐるやうな状況であります。これにつきましては現在のところまだ火薬につきましては手持ちがありますので、すぐという問題ではないのでありますが、将来についてどうするかというところは検討しなければならぬ、かように考へております。

○石山委員 特車——今度西村長官は戦車と直したかどうか、私よくわかりませんが、特車の修理はすげなく断られたので、どうしてもこれは北海道の日本製鋼所、ここまでは持つていつて修理をしなければならぬというふうに新聞は報じています。が、そういう形になつておりますか。

○塚本政府委員 特車の整備につきましては、そういうやうな事実もありません。

○石山委員 これは各産業界がわざといやがらせをやつて、そうして第二次五カ年計画を立てなければ、私の方では設備が不可能だから受け取りませんよという意思表示か、もう一つは、少量であるにもかかわらずわれわれは納めなければならぬのだから、設備投資のお金をばよこさなければいけませんよという表現か、どつちなんですか。

○塚本政府委員 全体につきましては、やはり早く長期の計画を示すといふことが必要であらうと思ひます。ただ特車の整備につきましては、これは

そういう新たな設備を作るといふ問題もないのでありまして、さしたるやうな経済を考へまして、ほかの方に転換したいという意向が強いために、そういうやうな結果になつております。

○石山委員 例のF104の問題についてお伺ひしますが、新聞によりますとこゝういふことを言つております。簡単に申しますと、われわれはたとへばF104であつても日本で作りたい、部品も日本で製造したい。しかしそうすると今の状態では大へんに高いものにつくやうでございます。安いコストでF104をやるとすれば、アメリカの製品を多く使わなければならぬといふやうに言つております。ここで長官、考へなければならぬのは、日本の防衛とそれを使用する兵器と、兵器を作るところの産業との関連、一体どこに中心を置いておるか。安いものをば唯一に考へれば、アメリカの余り品であるかお古品であるか知らぬけれども、今の兵器はアメリカの兵器でございます。それから、アメリカからおおむねのものを買入れなければならぬ。それでは日本の産業は、せつかく防衛庁の兵器産業によつて息吹きを吹き返さうとしてゐる機械産業は、当てがはずれる。さすればといつて、日本に産業を育成するといつて皆さんの方から発注すれば、大へんコスト高の現象が起きるといふジレンマがあるわけなんです。これは技術ではなくて、あなたたちの政策の問題でございます。国防会議等ではこの問題をばどういふやうに論議をされてゐるか、聞きたいのでござい

ますと、国のあるいは政府の方針として、防衛産業の育成、言いかえればこれは兵器の国産化という言葉にならうと思ひますが、この方針は堅持して参つております。問題はしかし国力と申しますか、国の財政力を考へる、また効率化といふものを考へる。

一方防衛産業には関連産業が多いのでありまして、単にこれは投資しておる人間あるいは金融しておる人間だけの問題ではなくして、そこに働いておるたくさんな労働者あるいは労働しておられる人たちの生活の問題もあるわけでありまして、また関連産業、下請産業といふものは相当大きなものもありましよう。そこで私の所信をいたしましては、なるほど非常に膨大な、国力に

応じられないやうな設備投資を要するやうなもの、あるいは技術がまだ非常に無理であるといふやうなものについては、外国に依存しなければならぬこともありましよう。しかし同時に防衛産業は兵器を作るのであります。あるいはそれに関連した関連器材を作るのであります。従つて有事即応といふことを考へた場合においては、ある場合にはパイプその他を日本国内で生産されなければ、ものがあつても補給がつかない。これはナンセンスであります。そこでその場合においては最小必要限度は、経済ベースの問題をこえても、やはりこの防衛産業は育成して参らなければならぬ。従つてそういう場合には、ある場合には金利補給の問題、あるいは一つの方法として補助金政策も考へられましよう。また場合によつては小型な兵器廠といふやうな構想も出てくるでござい

ましよう。こゝういふやうな形で、やはり防衛産業

の基礎は国力に依り、国情に依りて育成はして参る。ただその間に財政力も勘案し、また国情も勘案した輸入品といふものも多少は考へて参る、こゝういふ方針のもとに具体的にはこれを進めて参りたい、これが私の考へでござい

ます。

○石山委員 ある学者は、これからの科学の発達には、ミサイル開発をすることによつて科学産業その他が発達する。これからの産業はおそらくミサイル開発によつて動くだろう、こゝういふふうに言つております。防衛庁にいたしましては、このミサイル開発に對して今度の予算措置として重点を置いたかどうか、この点を一つお聞かせ願ひたい。

○西村国務大臣 予算措置の具体的な内容につきましては、装備局長その他から御説明を申し上げると思ひますが、ミサイルにつきましては、毎回の委員会を通じて申し上げておる通り、兵器の近代化という意味からは、われわれは開発をやはり続けて参る。必要に応じては国内生産にも移らなければならぬものも若干はあると思ひます。ただ問題は、ミサイルと申しましても私が申し上げておりますやうに、あくまでも防衛的な性格であります。防衛的な観点からでありますから、日本の国情に依りた小型化と申しますか、こゝういふ面を中心に考へていかざるを得ない、こゝういふやうに考へてミサイル装備あるいはミサイル開発、そういう観点からの予算措置なり予算御審議を願つておるわけであり

ます。

○塚本政府委員 ミサイル開発に重点を置いたかということになりますと、去年より

ことしの予算におきましては、去年より

ことしの予算におきましては、去年より

ことしの予算におきましては、去年より

ことしの予算におきましては、去年より

ことしの予算におきましては、去年より

ことしの予算におきましては、去年より

り一億程度はふえておりますが、重点というところまでにはいっていない、かように考えております。なお合計八億でございます。

○石山委員 八億という金は防衛庁費から見れば小さいですが、ことし一億ふやしたという勘どころは一体どこにあるのですか。

○塚本政府委員 これは従来はミサイル、特にAAM、空対空であります。これはパーツごとの試作をやっておつたのでありますが、大体総合的なところまでいきそうだといい点におきまして、そういふ増額をいたしたのであります。重点と申しますとそういふところではないか、かように考えております。

○石山委員 秋田の道川で糸川博士が盛んにミサイルをやっているのです。防衛庁ではそれを見学しておりますか、あるいはその研究に補助費等を出しておりますか。

○塚本政府委員 糸川博士のロケット打ち上げのときに防衛庁から行ったかどうかは、私まだちょっと聞いておりませんが、それについて防衛庁としては補助はいたしていません。

○石山委員 これは万年筆ロケットだといわれておりました、世界では特異な存在だ。一ころこれは兵器に寄与するといふので大へん問題になったわけですが、しかしそれは別です。別にして防衛庁として日本で唯一のロケット開発をなさっているときに、係官が一人も立ち会わないとか、そんなふまじめな話はないじゃないですか。訓練係でも何でもいふのだと思うのだが、だれも行きませんか。何も関係がないといふことですか。

○塚本政府委員 行ったかどうか私ちょっと今まだ聞いておりませんが、たまたまびらかにしておりましたが、たまたま行った糸川博士の研究につきまして、技術研究本部も当然関心は持っております。

○石山委員 行ったかどうかはわかりませんが、関心は持っています。おとめの悪心みたいな話をしてはいけませんよ。その考え方は何ですか。私はそういうことに問題があると思つて、今度何月何日に秋田県の由利郡道川というところでロケットの試射があるのだ。氣象関係もあるでしょう。防衛庁には氣象関係もあるはずで、皆さん金をかけている。金をかけているにかかわらず、研究しないというものは何事ですか。しかも糸川博士以外には日本ではだれも研究していないのですよ。それはやはり忠実なやり方とは思われませんか、もっとまじめにやっていたらどう、長官、特にこの点要望いたします。

○西村国務大臣 装備局長は内局でありまして、技術研究本部という付属機関として膨大なものがございまして、具体的に行つたか行かないかという問題ではなくて、技術研究本部としても非常な関心を持っておりまして、それらの発表、あるいはその研究といふものは、当然研究いたしております。またこの方の系統の学者といふか、関係方面でも、アメリカのケーブカナベラルと申しますか、軍のミサイルの発射基地を先般も団体を作つておいでになつたくらいでありまして、そこで私は両者が両方に関心を持っています。

○石山委員 おそらくまじめな防衛庁の方々のことですから、局長が知り得なくても、行つていられるかと思つて、行つていないところに、特に国会ではこういう問題はかなり議論されるというところが、私はわかるだろうと思つて、上がつてこないところに私は問題があると思つて、それから私たちが、たとえ治安出動の問題について、杉田さんの発言の問題の真相を本人から聞きたい。そうしたら、内局でこれは十分やりますね、委員長。まことにこれではたよりのないような感じがいたしますので、私はその点についてはまず伏せておきますが、あとで御調査をなさつて御報告をお願いします。

それで長官、あなたのお得意とするところの問題に私は進んでいきたいと思つて、これは言うところの軍人精神の問題でございまして、日本の自衛隊をどういふふうに育成していくかという考え、私は何回も申し上げるうちに、日本の自衛隊といふものは、アジアでは中国、ソ連を除いては一番大きな格好になつた。日本の国ではいろいろな名前をつけているのだけれども、外国ではこれは軍隊として通つてゐることは、間違いない事実なんです。この間違いない事実を、私たちがはいかにして新しい時代の国を守る自衛隊に仕立てていくか、まだ歴史が浅いのですが、仕立てていくという工夫が、この場合特に必要だろうと思つて、私たちはこの軍人精神といふものは、外敵と戦ふ場合にもたくさん素養が必要だと思つて、たとえ旧軍隊が満州で犯したような罪、こういうことも絶対に排撃しなければならぬ。もう一つ、今度のわが自衛隊の任務は、治安にかんがりのウェイトを置かれたといふふうになつてきますと、日本の軍人精神といふのは、近代的に訓練され、あ

る意味では洗脳されなければならぬ職業軍人もあるのではないかと、こういうふうには私は考えるわけですが、現在隊員を訓練する支柱は一体何本ぐらいあるのか、これを例として二、三お示しを願ひたいのでございまして、

○西村国務大臣 自衛隊並びに自衛隊員の職務の本質といふものは、自衛隊法で国会で国民の意思によつてきまつたはつきりした精神があるわけでありまして、言いかえすれば、その自衛隊法に書いてありますように、規律あるいは団結あるいは同時に率先して国民、国土の守りのためには危険にも挺身しなければならぬといふような各種の要素がございまして、あるいは民主主義下における一般社会人としての教養も、もちろん大事でございまして、同時にまた、軍の特有の一つのそういうたつた服の性格といふもの、その中に入つて参るわけでありまして、それらを支柱としてやつておるわけでありまして。

○石山委員 横防衛大学長が毎年新入学生に行なり言葉といふのが出ておられます。それを読んでみますと、均衡のとれた人、民主主義を理解する人、二、三防衛の任務と順法の精神、三、名誉と義務、四、規律、自主、信頼、五、服従、個人、集団の意義などをちゃんとわかるようにしなければならぬといふふうにお説いておるようでござい

ますが、これも自衛隊の中の訓練、精神訓練と申しますか、道徳訓練と申しますか、こういうのも、普通一般の隊員にもこんな考え方でやられておるか、それとも昔からよくあるところの軍人精神、ああいうふうなもので訓練育成されていくのかということをお聞きしたいのです。

○西村国務大臣 もちろん軍人精神といわれる中にも取り入れるべきものは当然ございまして、たとえば勇気であるとか決心であるとか、あるいは規律であるとか、これは当然万国共通のものだと私は思ふのでございまして、軍隊的なあるいは軍の性格からくる当然の要素であります。しかし民主主義下の軍人あるいは兵として特に要請されておるものは、何と申しましてもその前提は人を尊重する、人間性を尊重する、また個人の自覚、これは何といつても強い要請だらうと思つて、命令だからとただいまして、そこに個人の自覚を持つてその命令を守つて参る、規律といつてもただ機械的にごまかし、かつての軍隊で言われた面従腹背、これはかつての軍隊の一番欠点だらうと思つて、こういうものをな

従つてこの機会に申し述べさせていたしますが、現在の自衛隊では比較的それが少なくなつてきた。昔は員数をそろえるためには人のスリッパを持つてきてもらへる。こういうことは現在の自衛隊ではないのでございまして、また本人の自覚を促さないでただピンタを張る、こういうふうなことはもちろん今日は全然ないのであります。こういうふうな点で、新しい意味

要だと思つて、たとえ旧軍隊が満州で犯したような罪、こういうことも絶対に排撃しなければならぬ。もう一つ、今度のわが自衛隊の任務は、治安にかんがりのウェイトを置かれたといふふうになつてきますと、日本の軍人精神といふのは、近代的に訓練され、あ

る意味では洗脳されなければならぬ職業軍人もあるのではないかと、こういうふうには私は考えるわけですが、現在隊員を訓練する支柱は一体何本ぐらいあるのか、これを例として二、三お示しを願ひたいのでございまして、

○西村国務大臣 自衛隊並びに自衛隊員の職務の本質といふものは、自衛隊法で国会で国民の意思によつてきまつたはつきりした精神があるわけでありまして、言いかえすれば、その自衛隊法に書いてありますように、規律あるいは団結あるいは同時に率先して国民、国土の守りのためには危険にも挺身しなければならぬといふような各種の要素がございまして、あるいは民主主義下における一般社会人としての教養も、もちろん大事でございまして、同時にまた、軍の特有の一つのそういうたつた服の性格といふもの、その中に入つて参るわけでありまして、それらを支柱としてやつておるわけでありまして。

○石山委員 横防衛大学長が毎年新入学生に行なり言葉といふのが出ておられます。それを読んでみますと、均衡のとれた人、民主主義を理解する人、二、三防衛の任務と順法の精神、三、名誉と義務、四、規律、自主、信頼、五、服従、個人、集団の意義などをちゃんとわかるようにしなければならぬといふふうにお説いておるようでござい

ますが、これも自衛隊の中の訓練、精神訓練と申しますか、道徳訓練と申しますか、こういうのも、普通一般の隊員にもこんな考え方でやられておるか、それとも昔からよくあるところの軍人精神、ああいうふうなもので訓練育成されていくのかということをお聞きしたいのです。

○西村国務大臣 もちろん軍人精神といわれる中にも取り入れるべきものは当然ございまして、たとえば勇気であるとか決心であるとか、あるいは規律であるとか、これは当然万国共通のものだと私は思ふのでございまして、軍隊的なあるいは軍の性格からくる当然の要素であります。しかし民主主義下の軍人あるいは兵として特に要請されておるものは、何と申しましてもその前提は人を尊重する、人間性を尊重する、また個人の自覚、これは何といつても強い要請だらうと思つて、命令だからとただいまして、そこに個人の自覚を持つてその命令を守つて参る、規律といつてもただ機械的にごまかし、かつての軍隊で言われた面従腹背、これはかつての軍隊の一番欠点だらうと思つて、こういうものをな

の教育訓練というものがあつた程度浸透してあります。しかし石山さんのおっしゃる通りに、できましてまだ日が浅いものでございますから、これはいろいろの意味の御批判もいただきながら、われわれはこれをよりよきものに、国民の負担にたいする軍隊、そういうものにしていかなければならぬ、こういう考えでございます。

○石山委員 私はいさぎよく科学的に分けてしゃべることはやがる男の一人ですが、私流に申し上げてみますと、第一に国に尽くす、これは一つの基本だろつと思つて、それからもう一つは命令をよく守る、こういうことだろつと思つて、これはあなたの言う万国通有の軍隊の理念だと思つて、これは私は昔から変わつていないだろつと思つて、変わつていないが、このままの評価の仕方では、治安出動などなすつた場合には大へんな問題が起きるのではないか。もちろん外国と戦争した場合などはともないことを行なうということになるのではないか。私はこれを二つに分けて、近代的に国に尽くすという思想は植え付けなければならぬ。命令を守るのであるけれども、これは先ごろ落ちたジェット機の問題等を見ても、最終の判定はその飛行士、操縦士の考え方によつてきめられるというふうに言われておりますが、私はそれはやはり大事だと思つて、命令をよく聞くという根本、われわれはアイヒマン等のことも考へられます。命令を聞く中に個人の判断、個人の道徳観、こういうふうなものがある、これが育成されていかないと、とんでもないことになるのではないかと、こういうふうに思つて、具体策に

ついで局長からでもいいが、長官、私はこの際説明していただきたいと思つております。

○西村国務大臣 服務規律の基本は、自衛隊の任務は国土の守りであり、言いかえれば国民の平和を守つて参ります。従つて祖國愛というものは、何と申しましても根本の基調だろつと思つて、国を愛する、国を愛すること、同時に今日は天皇に仕える昔の軍隊ではございせん。国民的な基調、国民のための軍隊でございます。祖國すなわち国民であります。そしてその中において軍隊的な要素の勇氣であるとかあるいは規律であるとか、命令服従というものもあつて、しかし同時に、これはもうわれわれがここで申し上げるまでもない。当然皆さんが平素やつておられる民主主義というものが、それからくる人間の尊重と申しますか、それからくるところの個人の自覚と申しますか、これが不斷に徳操として基盤に流れておるといふことは、もう当然のことだと思つております。これらの点が昔の軍隊の、最近出ました小説や映画の「人間の条件」に出てくるあの姿とはだいぶ違つておる。言いかえれば、人間性はあくまでも徳操の一部として強調する。また今日の文部省の教育あるいは学校教育においても非常に強調されておる。ですから、隊員自体も衛員諸君も学校においてすでにそういう教育を受けております。軍隊的な性格の中にわれわれはそれを不斷に注入しながら、しかし祖國愛であるとかあるいは軍人としての徳性というものは十分にそこで鍛えてもらつて、また本人の自覚心を促して参りたい、こういうことでございます。こつして参りますれば、必ずやよい自衛隊ができて上がつていくものと確信を持つておる次第であります。

○石山委員 たゞ現在の自衛隊が形をなしているということは、日本人が在来から持つてゐる祖國を愛するといふ考え方だと思つて、だから祖國を愛することには、日本国民はみんな考へてゐると思つて、ただ教育の仕方の中で、たとへば共產主義は悪魔の持つ思想だ、魔物の持つ思想だ、悪いものだ、こういう限定の仕方でもし自衛隊の方々が教育されてゐるとするならば、治安出動の場合などには大へんに問題を大きくしてしまつてはならないかといふ心配を持つておる。警察は政治に対して中立だと言つておられます。この場合における軍隊が、国内におけるたゞさ小な騒擾等の問題に對して、中立性を保ち得るものかどうかといふ心配をわれわれはまた持つわけですね。政治的に片寄らないようなことを厳格に規正した教育課程をば上から、内局から現地におろしてゐるのかどうか。そのおろす内容も、この際私はお聞きしたいのですが、中心は長官からお話をいただき、こまかいところは、たくさん並べなくてもよろしいが、範例として五つ、六つ局長から御答弁をいただきたいと思つておる。

○西村国務大臣 國を愛し、それから国土を守り、もちろん國という言葉には国民といふものが一体化して入つて参ります。そうしてそれを破壊から守り、無秩序から秩序に回復する、これが任務だといふことが隊員の基本的教育になつてゐるわけでありまして、これはもう當然私どもが言わないでもわかつておりますが、不斷に繰り返して参ります。いま一つはできる限り、国会といふものが憲法において最高の權威であり、國民に基盤を置く、そういう國民の手によつて運営される自衛隊である以上、國民の意思を中心にものを判断していく、これは當然のことだと思つておる。従つて破壊といふ面から考へますれば、破壊的な考へ方、あるいは暴力による革命、こういうようなものに対してはやはり不斷に隊員としては、衛員としては認識を持つていなければならぬと私は考へる次第であります。

○小幡政府委員 たゞいま長官の申し上げた趣旨によりまして、われわれがこれまでとつて参りました、またこれからとつていこうとする方針の概要は、大体次のようなものであらうと思つておる。

まず第一に使命を自覚すること、これは國を守るということであり、これは國に古い意味の觀念ではなく、祖先から受け継いだ國を光を添へて次の世代に伝える、その光がやはり民主主義だろつと思つておる。それから自由と責任の調和の上に築かれておる、この民主的な生活を守るといふことも一つの含みであらうと思つておる。

それから第二は個人を充實する。これは先ほどから長官がおっしゃいましたように個人の充實は、りつぱな社会人として積極的で片寄らない人間を作ること、先ほど石山さんのお話にもありました通り、これが眞の勇氣を生む資質であるといふふうに考へておる。

それから第三は責任の問題であります。これは御承知のように自衛隊の職務は非常に危険と困難に對するものでありますと同時に、また非常に連帯性の強い、一身の利害を越えてやらねばならぬ。部隊の安危が一身にかかるといふ性質のものでありますから、そういう覚悟において、その持ち場を守るといふふうな責任感を強調したいといふふうに考へておる。

規律につきましては、先ほどから命令と服従の關係がいろいろ問題になつておりますが、これにつきましてはわれわれは理性ある服従といふものが、眞の規律を確立するゆゑであるといふふうに考へておる。従つて命令といふものは適切であつて、違法といふものはもちろん許されぬ。しかしまた服従する方も全体の中の一人として自分を自覚して、その命ずるところに従ふといふふうな、理性ある服従といふものを確立したいといふふうに考へておる。

團結につきましては、非常に人間的な情味ある結合の中に、困苦と苦難に耐える團結といふものを強調したい。さらに進んで陸、海、空が割れることなく、一丸となつて國に尽くしたい、かように考へておる。

大体以上のような觀念で、今後とも指導したいと思つておる次第であります。

○石山委員 まあ表面をそのまま聞けば、かなりに進歩的な感じがするといふところでしょう。しかし實際細部に運行された場合には、昔の軍人精神があるいはよみがえつてくる危険性がそこにある、これは何も自衛隊をけなすのではない。けなすのではないけれども、軍隊の通有性といふものがありますね。この通有性は、われわれが本氣に

なつて常にそれを正しようと努力しなければ、ただ列記的に並べただけでは、軍隊の持つ悪い通有性がぐつと浮き上がってくるのをわれわれは見ることがありますから、十分に努力していただきたいと思うのですが、この点はどういふふうになるのでしょうか。

これは長官もお聞き願いたいと思うのですが、こつちの願望を持って、自衛隊は自衛隊を引き比べて、自衛隊はおれたちはこうでなければならぬといふように、問題が起きて、これは治安出動などの例をとって考えておるようでありますが、警官は時によつてのことであり、この時によつてのことであり、この時によつてのこととあり、これは、たとへば何か問題が起きたときに、自分が殺傷を受けるという意味も含まれておりましょ。そういう場合が警官には間々あるといふことでしょうか。しかし自衛隊は有事の際には絶対だ、有事絶対のものであるから特別に尊敬されなければならぬといふような願望を持っているようでございます。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

有事の際には絶対だ、ですから特別な階級なんだ、特別な尊敬を受けなければならぬといふふうな願望がかなり強いようでございますが、これに對してはどういふふうな御見解を持っておりますか。

それからもう一つは皇室と自衛隊の問題でございますが、天皇がいまだかつて親閱をなさらなくて、一國の元首といふ言葉を私の見た本にはついていないのですが、日本の場合にはこれは元首ではないのですけれども、元首といふことを一体考えているのかどうか。

自衛隊の幹部は天皇を元首にしたいといふ御意向なのかどうか。まあ親閱をいただきたいといふことももちろんでしよけれども、元首にしなければならぬの思想統一ができないといふふうなことがその中にあるのではないのか。これをお伺いしたいと思う。

○西村国務大臣 私は自衛隊であるいは軍人であるから特別にといふことは、個人としてあるいは願望する者があるかもしれないが、一般論としては私はないと思ひます。ただ軍の特殊な性格、言いかえますれば警察は御存じの通り日常の行政が主体でございます。片方は国土を守る、言いかえれば戦國といふものがある程度予想した訓練でございます。従つてまた有事の場合に

おいては戦國に身をまかせなければならぬ。そこで服務規律にも特に「事に臨んでは危険を顧みず」といふことをはつきりうたつております。法律できまつております。危険を顧みず、この危険を顧みずといふ一つの精神といひますか、道徳的姿勢といふものに対しては、國民が尊敬を払つてやるといふことは、私は當然だと思ひます。

軍人なるがゆゑに特殊な分野である、こつちの考えではないのですけれども、一個の社会人としても、その職責を通じて、事に臨んで危険を顧みず、まず自分が危険の中に入つていくのだ、しかもそれはまたまだではない、常時の体制で入つていくといふ点においては、不斷に激励してやるといふことは必要ではないか、私はこつちの思ひであります。

それから天皇と自衛隊の關係、これは今日シビル・コントロール下におきましては、われわれは一応國民の手に

よつて、言いかえれば国会の意思によつて、最悪の場合においては運営される。しかし天皇といふものはやはり一國のシンボルでございます。憲法ではつきり國民の總意による象徴だと書いてあります。その立場においては、われわれはやはり尊敬は払わなければならぬ、こつちの考え方は當然だと思ひます。

○飛鳥田委員 関連して、二つばかり伺いたいと思ひます。まず第一に、憲法十九條だつたと思ひますけれども、日本國民は思想、信條の自由を國によつて保障されているはずだと思ひますが、この点はいかがです。

○西村国務大臣 憲法の通りでございます。

○飛鳥田委員 自衛隊は個人の所有ではなくして、公の機關だと思ひますが、どうでしょうか。

○西村国務大臣 その通りでございます。

○飛鳥田委員 従つて自衛隊に入らる方々は、一応宣誓を行なつておると思ひます。その宣誓書を見ますと、「政治的活動に關与せず」といふことがきつと書いてあります。自衛隊法施行規則三十九條です。そこで何うのですか、昨日横路委員が杉田さんの「良

い中隊の育成について」といふ本の中で引用せられた言葉、すなわち「指揮官への道」といふ宣誓の言葉の中で、「又確固たる反共精神を持しつ」と書いてあります。これを長官は否定をなさらずに、逆に肯定をなさるような答弁をなさつたわけですか。これは私かなり重要な今後の問題じゃないか、こつち考えますので、この点を明確にしておきたい、こつち考えます。

反共の精神を強固に持しつといふことは、一体どういふことを具體的には意味しているのですか。憲法によつて國民は思想、信條の自由を確保しているはずで、従つて自衛隊も公の機關である以上、當然憲法の保障するところにはたがつてはならないはずで、にもかかわらず、自衛隊の幹部諸公が強固な反共の精神を維持しつといふことは、一体どういふことでしょうか。これは明らかに個人の思想、信條の自由を制限するものである、こつち言わなければなりません。一体これについて長官はどうお考えになるのか、もう一度私は伺つておきたいと思ひます。

○西村国務大臣 その言葉は何も共産党を排撃するとかいふのではなくて、私が昨晩申し上げたのも國土の防衛、言いかえますれば自衛隊の任務、考え方といふのは、破壊的活動に對しては、これは断固としてこれを守る、この精神は堅持していかなければならぬ。私自体もその思想は強い思想を持っております。

○飛鳥田委員 一体、共産党と違ひ、これはさうおっしゃるを得ないでしよ。共産党の方々がこの国会にも三名議席を持つていらつしやるのですから、さうおっしゃるを得ないでしよ。それでは共産党でない反共の精神、これは一体何です。それではこの反共の共といふ字は何を意味しますか。

○西村国務大臣 私はその本は見えておりません。ただ反共という言葉はよく使われますが、その意味は憲法と矛盾はしない。言いかえますれば破壊活動的な面に對して、それぞれの立場からこれを批判していくのが大體中心であ

ろ、こつちの意味で私は申し上げたのであります。

○飛鳥田委員 そこに問題があるので。まあかりに反共の共をコミュニズムと解釈する。これは思想ですよ。それすなわち破壊であるといふ確証をあなたはどこからお出しになるのですか。一体破壊主義であるといふ確証をどこからお出しになるのですか。それは一つの行動に現れざるうちに思想を判断するものです。思想を判定する行為です。これはすなわち憲法が最も戒めているところじゃないでしょうか。一体それではコミュニズムはイコール破壊主義ですか。まさかあなたの学殖がさういふ断定はなさり得ないだらうと私は思ひます。いかがですか。

○西村国務大臣 これは思想の理論の内容でありますから、あえてこゝで私は理論論争を申し上げるつもりはございません。ただ問題は、マルキシズムその他をよく御検討をいただきますと、その中にいわゆる階級闘争、あるいはその闘争による手段、これらをお考えいただきますと、おのずから私はおわかりいただける面もあらうと思ひるのであります。

○飛鳥田委員 階級闘争は破壊主義じゃありません。階級闘争なら私たちもやつていますよ。さうしてまたその手段とおっしゃるが、手段は具體的に現れたときにのみ法の対象となるのであつて、それが人の心中にある限りにおいては、その思想、信條の自由は確保せられなければならないといふのが憲法の精神ですよ。憲法の精神をあなたはじゅうりんなさるのですか。かつて悪名高き治安維持法というのがありました。この治安維持法が法として

最も非難せられたものは、具体的な行動が現れないうちに、思想そのものに足を踏み込んだところにあるのです。こういうものを少なくとも今後の民主社会においては絶滅したい、こういう願いからこの憲法が制定せられたことも御存じだろうと思えます。あなたは再び旧治安維持法当時のあやまちに戻っていく。かりにその主観において善なりといえども、その結果はまた大きなあやまちを犯す結果になるのです。治安維持法が密輸入されているじゃありませんか。もう一度繰り返して伺いますが、一体手段結果、そういうものが具体的に現れないうちに、あなたは思想を判定する資格をだれによって与えられたのですか。公に、長官としてです。

○西村国務大臣 思想は各人自由でございませう。それぞれの所信に従って、私は判断する、あなたはあなたなりの判断をお持ちになる、国会議員の立場におきまして……。これも公の立場です。私は防衛庁長官の立場におきまして、自分の思想を持つておるのであります。

○飛田委員 それが自衛隊の指導精神であるとして、それは思想、信条の自由を犯すことになりませんか。一体思想、信条の自由を犯すものにならないかどろいか。コミニズムが破壊主義であるという断定は、あなたは今ならなかった。同時にまたそのコミニズムと日本共産党とは別ものだとこうおっしゃった。それでいながら一方においてあなたの部隊は、強固なる反共精神を維持しつつと断固として言われるわけです。これでは自衛隊の態度というもの、憲法十九条をじゅうりんする

ものだと言わないわけにいかないじゃありませんか。もし百尺一步を譲ってコミニズムという思想が、具体的に日本で政治活動となり、そしてそれが具体的にあなたのおっしゃるような破壊活動を起こし、あるいは起こす客観的な危険がある場合に、初めてあなたは自衛隊の態度として、早く行動ないしはその危険に対処するのだとおっしゃる権利が出てくるはずで、百尺一步を譲っても、にもかかわらずいきなり強固なる反対の精神に徹し、こういうことは憲法違反だと断定をせざるを得ないと思いませんか。いかがですか。

○西村国務大臣 私は破壊活動というものを中心に考えた場合におきましては、その思想を堅持することは憲法違反ではないと思っております。自衛隊の任務は、あくまでも破壊から国土を守るといふのが中心の考えであります。あくまでもその任務に基づいてその指導が行なわれるというのには当然だと考えております。

○飛田委員 もう一度伺いますが、破壊活動イコール、コミニズムという断定はいつなさいますか。それはあなたの主観にしかすぎない。

○西村国務大臣 これは客観的にも御判断いただきたいのでありますが、共産主義そのものが、それではたして今われわれが普通言っておる民主主義と違わないか、その見方の問題であります。私もそれはあなたのお説には必ずしも全面的には賛成できない。共産主義の場合には賛成できない。平和革命を唱える場合もありまして、同時に暴力革命を唱える歴史的事実もあるし、また行なっておる面もあるものであります。こういう点から考えますれば、共産

主義の中には破壊的な活動の要素をひそめやすい、あるいはひそめている場合もかつてあり、あるいは今後もあるかもしれない。こういう意味から、私もはそういう考え方というものは当然今の自衛隊の任務の範囲内であると考えております。

○飛田委員 そこなんです、問題はあなた方はコミニズムについてどうお考えになる。私たちは別の考え方を持つ。そしてそれが時に平和革命の道をとるといふこともあり得るのだし、他の違った事例において破壊活動を伴う行動をとった場合もある、こうあなたはおっしゃる。そういういろいろな議論いろいろな観念、そういう思想の自由といふものを保障するところに憲法があるのじゃないでしょうか。それをいきなり一つの考え方をもって断定をしてしまふ、それがまた国の機関である自衛隊の信条となるとすれば、それは明らかに憲法十九条のじゅうりんだ、こう言わないわけにいかないわけですね。一体日本共産党の諸君は日本国民ではないのですか。

○西村国務大臣 日本共産党員も日本国民であることは疑いない事実であります。

○飛田委員 日本共産党の方が日本国民であるとして、その方々も憲法十九条によって、少なくとも保護せられるはずで、その人々に対峙するといふことを第一命題に掲げている軍隊などというものは、自衛隊なんというものが憲法違反ではないはずはないじゃないですか。そこでそういうことは水かけ論でありまして、ともかくわれわれは憲法違反であることを厳重に御忠告申し上げて、次の問題に移ります。

一体反共という考え方は、一つの思想の流れ、一つの政治的な傾向ではないでしょうか。いかがですか。

○西村国務大臣 御質問の意味がちょっと私にはとりにくいのですが、反共という流れと申しますか、これは否定したものであつて、積極的にはどういふ内容を盛るかはその問題でありましよう。ただ消極的な意味で、アンチという字がついておるのであります。

○飛田委員 消極的であつて、積極的であつて、アンチという一つの傾向がある以上は、それは思想であり、一つの政治的な傾向であると言わなければならぬのじゃないでしょうか。

○西村国務大臣 これは広い意味では、政治という言葉に入るかもしれない。私も自衛隊の任務は破壊から国を守る、秩序を回復する。この面からくれば、私は私なりの昨晩来の解釈で、十分思想の自由といふものは保持されると考えております。いわんや自衛隊のワタの中においての一つの方針であります。自衛隊の外に出て、各人が憲法に従つて自由に判断することとは、各自の自由でございませう。それから率直に申し上げますが、自衛隊の中に、共産主義を信奉して入つてくる者はないと考えていたいただきたいのであります。

○飛田委員 一つの政治的な傾向であることとお認めになつた。同時にそれは一つの政治的な傾向である以上、共産主義あるいは共産党という政党に加盟しておられる人々、あるいはそのシンパサイザー、こういう人々の政治的な傾向に影響を与えるものであることもお認めになるだろうと思ふのですが、いかがですか。世間に対して全

然影響のない言葉ですか。

○西村国務大臣 私は共産党というものを対象にして言っているのではない。あくまでも破壊活動あるいは秩序を乱す、こういうものに中心を置いて、この考え方を進めたいといふ、私もそういう意味で反共という言葉を使つております。また昨晩来その考え方を申し上げておるのであります。自衛隊の任務は、破壊活動から守る、秩序の回復、これが主任務でございませう。そのための教育でございませう。

○飛田委員 破壊活動、破壊活動とすればかなり強調されますが、しかし社会は、反共という言い方、コミニズムという言い方の中に、世界じゅうにおけるたつた一つの破壊活動の源泉を発見する、こういうことではないはずで、もしあなたが破壊活動、破壊活動とおっしゃるならば、右翼のある種の人々の行動もまた破壊活動でなければなりません。一人一殺というような考え方がかつてありました。そしてまた現代社会においても浅沼委員長が刺殺され、あるいは鳴中夫人が刺殺されるなどという形態が出ましたことも御存じの通りであります。これも一種の破壊活動でしやう。こういう破壊活動の源泉は他にもあるのです。にもかかわらず破壊活動に対決するとあなたはおっしゃりながら、実はその中に、あなたの考へ方に従つても、一つの言葉しか出してない。反共、こう言うだけなんです。そうだとすれば、それは破壊活動といふことを口にしながら、実は何かを目的としておられるとしか思えないわけですね。

そこでもう一つ伺いますが、反共の精神に徹しつつ、こういう言い方は、

しょう。そういうものに影響を及ぼします。さらに「五 政治の方向に影響を与える意図」、反共という政治方向を作ろうとする意図、こゝ読めるじゃないですか。「政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること。」すなわち反共という政治方向を作ろうとすること、

できないかもしれません。問題はしかし、その杉田さんの考えておる基本的な態度は破壊活動、あるいは秩序を回復するために信念的でなければいかなぬ復すための中心に述べたものであつて、私はそれから見ましても八十六条の三号とか五号に該当する行為とは考へておりません。

○飛島田委員 見てないというお話です。それから、お手元差し上げました。どうぞ読んでみて下さい。そこには僕が書いたことと違うことは書いてないのですよ。そしてあなたは反共の精神といふものに徹するということが八十六条の三号ないしは五号に触れないとおっしゃるのですか。さっきあなたは政治的な方向に対して影響を与えろといふことをお認めになったじゃないですか。お認めになった以上、これは当然五号に触れるといふことはあやまちのないことですよ。答弁が首尾一貫しないといふことは、私たちとしては非常に困りますよ。

○小野政府委員　こまかい条文の解釈もございますものですから……。ただいま御指摘の文章、表現の内容については、私も十分にはまだ承知しておりませんが、御趣旨のような前提のもとに、自衛隊法施行令八十六条の關係でございますが、第三号の「特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること。」あるいは五号の「政治の方向に影響を与える意図で特定の政策を主張し、又はこれに反対すること。」これは、自衛隊法六十一条で制限しております、禁止しております行為に關係する「政治的目的」というものをこいうふうに表現したのであります。

まず第三号でございますが、「特定の政党その他の政治的団体を支持し、又はこれに反対すること。」という意図はないのではないかと。お話の点からいうと、考えまして、そういうふうに感じたことと、いいですか、あるいはそういう事実と申しますが、本人がそう感じておりましたことを事実として一応書いたということはございました。特定の政党に対して反対するという政治的意図、目的というものはないのではないかと考えますのが第一点であります。

〔草野委員長代理退席、委員長着席〕

それから第五号の關係は「政治の方向に影響を与える意圖」ということで、従つてありますが、これにつきましては、從來人事院等の解釈と私どもも同じ考え方をとつておりますが、この「政治の方向に影響を与える意圖」というのは、日本國憲法に定められた民主主義政治の根本原則を變更しようというような意思、考え方で、これがこの第五号の「特定の政策を主張し、又はこれに反對すること」ということになるものであります、そういうことには該當しないのではないか、このように考えております。

○飛鳥田委員 おかしいじゃないですか。憲法違反のことだけにあなたは五号を限定なさろうとします。それでは自衛隊の諸君が農業基本法に賛成であるとか反対であるとかという意思表示をしていくことは、憲法違反じゃないのですか。憲法の基本の問題ではないからこの場合五号には触れないとおっしゃるのですか。そうじゃないのです。少なくとも具体的な政治、その政策に対して、その人の資格にお

いて賛否を表わしてはならぬということになつてゐるはずですよ。そうしてまた反共の精神に徹しつづつということとは、少なくとも反共の方向を作つていくという意図にあらずして、一体いかなる意味があるのですか。そういう一つの政治的な方向に影響を与える行為じゃないでしようか。しかもそれは先ほど来長官と私の間にいろいろ議論がありますように、憲法の十九条によつて思想、信条の自由が保障されているという前提を置いて考えてごらんなさいますか。

○小野政府委員 最初の「政治の方向」ということでございますが、これは政策の問題等いろいろございます。いろいろな問題につきましては、別ないろいろな制限のワクはあるかもしれ

ます。これには当たっていないと考へるわけでございます。

○飛鳥田委員 自分の感想を述べると
いう段階ではないじゃないですか。
「指揮官への道」ということで、富士
学校の生徒諸君全体に杉田さんが訓辭
として与え、それを読み上げさせ、教
訓として与えているものです。そうだ
とすれば、それは全然無目的だとは考
えられない。これからチュリップを
見に行きましょ、きれいでしょとい
う目的の場合と違って、反共の精神に
徹しつつという限りは、それが政治的
な意図以外のものであるということ
を、あなたもまさか断定はできません
い。政治的目的を持っていいと言わ
ざるを得ないのでないでしょうか。い
かがでしょうか。

○小野政府委員　この場合におきまして、そういう意図を持っていないものだと思ふ。私どもは考えたいと思ふ。

○飛田田委員　もし政治的な目的を持てないものとお考えになるとすれば、あなたの方のおつむが少しどうかしているのじゃないでしょうか。私はさつきも長官に申し上げたように、白馬非馬の弁をここで何べんも伺いたいとは思いませんし、おつむが少しどうかしている御解釈に対して、どうこうという考えはもうありません。しかしさらに自衛隊法施行令八十七条は、その十三号に、「政治的目的を有する署名又は無署名の文書、云々」として、「回覧」に供し、揭示し、若しくは配布し、又は多数の人に対して朗読し、若しくは聴取させ、あるいはこれらの用に供するために著作し、又は編集すること。」として、これを禁止しているのです。これにも明らかにひつかかってくるじゃ

隊というものはやがては国民の一部を蔽にし、断わっておきますが、私たちはコミニニストではありません。ではありますが、大ぜいの国民に思想の自由を保障しなければならぬという責任は持っているはずで、ですから、やがては一部の国民に対して自衛隊は向くという形になるだろう。そうしてその具体的な方向が十三個師団編成という形で、今もくろまれつつあると言わざるを得ないわけです。そういう意味で杉田さんのこの発言は、かなり重要なものである。あなたの方の部内においても、そのような思想を判定するような無謀なことはおよしになることをお勧めします。

関連質問で長くなってしまつて恐縮です。石山さんどうも済みません。もう一つついでに聞かしていただきたいが、私さっきから長官のお話を聞いておつて、どうもふに落ちないことが一つあります。と申しますのは、国防費は日本では安過ぎるということを何べんも言われるわけです。西ドイツに比べて国民所得の二%にまで達していないとおっしゃるのですが、あげ足をとるわけではありませんが、お宅からいただきました防衛年鑑を見ますと、もう二%をこえているのです。一九五八年度の予算でさえ二・〇八%だと書いてあります。これは私は別に検討してみたわけではありませんから、ちよつと自信はありませんが、おたくの資料

そこで私はこういふことを考えていかなければいけないのじゃないか。機械的に国民総所得を考へて、それに對して何%という考へ方は公式主義じゃないだらうか。西ドイツの国民は何%を国防費に使つてゐる。日本の国民は何%を国防費に使つてゐる。だから日本はまだ防衛努力が足りないとおつしやるのですが、しかし國民の生活というもののを考へる限り、その比較は少なくとも最小限度年間一人当たりの國民所得を比較してゐる必要があるのじゃないでしようか。一人当たり國民所得を比べてみますと、この「國会統計提要」という三十六年度版を読んでお聞かせしますが、日本は年間所得二百五十三

ドルです。ところが西ドイツは一人頭八百四ドル、フランスに至つては九百五十六ドル、こういうふうにもう国民所得、国民所得とおつしやるのですが、国民一人当たりの所得、こういうものを比較せずして、頭から国民所得だけを比較して、そのパーセンテージを計算されるのは、少しずさんじゃないでしょうか。民生安定ということをお考えになるあなたのお説としては、いささか私は受け取れない、こう思うのです。今後もまた防衛庁長官としてあちらこちらで御演説をなさるでしょうから、その場合に国民所得の二%にも達していないなどという御議論をラフになさいますと、国民は迷います。もっと正確にやるべきじゃないだろう

○西村國務大臣　まず前段の二％云々の言葉でありますが、防衛庁費とそれから國民所得、國民所得は一応政府が発表しておるものであります。防衛庁費は予算で御審議願つてはつきりしておるものであります。その比率は數字で正確に出るのであります。三十年代が一・三、それから三十一年度が一・三三、それから三十二年度は一・二四、それから三十三年度は一・四二、それから三十六年度は一・三五、こういうような數字でございまして、數字は私は間違いない。二％をはるかに割つておる。

それからもう一つは、國民所得一人当たりとそれから防衛費との割り振

り、これはお説は一応一人々々のアメリカの国民所得、あるいはスイスだどこだ、こう出ます。その場合におきまして、インドのごときにおきましても同じような問題が起こる。あの低い国におきましても国防費はどのくらいか。そうしますと、やはりインドにおきましても二・五％、あるいはビルマにおきましては九・四％、こういうふうに考えて参ります。なるほど西ドイツも日本よりは四倍くらいは国民所得を持っておられます。それでも五・二％、イタリアは日本の二倍半ないし三倍といわれておる国民所得でありますが、これは四％以上であります。ですから、必ずしも所得の高い国だけの比率ではなくて、われわれはこれは

○飛鳥田委員　そういう数字の使い方自身が、民主主義あるいは民生安定ということを口になさる方々としては、ラフな使い方ではないか、こう申し上げておるわけですか。たとえばインドをごらん下さい。あなたのお説のような軍備を強行しております結果は、インドへ行ってみますと、いまだにはだしの、そして農村地帯へ入つてごらん

なさい。非常な困窮な生活をしておる
じゃありませんか。あなたは少なくとも
国の防衛ということを第一前提にし
て、国民の生活などということはどう
でもいいというふうにおっしゃるの
ではないはずです。少なくとも日本が民
生の安定ということを口に唱えつつ、
なおかつそれを守る、そういう政策を
あなたの方が出しておるのですよ。もし
そうだとすれば、これは今私の申し上
げたような比較をしなければならぬの
じゃないか。バターが大砲か、こうい
うふうに二者択一の政策を立てて、大
砲がいいのだ、バターは犠牲にすべき
だという御議論を池田内閣がなすつて
いらつしやるのならば、私はそういう
お説も伺えると思います。バターも大

す。その上に、そういう一人頭国民所得に、もっと正確にいえばさらにエンゲル係数をかけるべきではないか、そして比較の基礎を出すべきものだ、私はこう考えておるわけです。この点についていかがでしょうか。

○西村国務大臣　これは私は国防費のことを申し上げるのでありますが、同様に社会保障費なり民生安定費をとる場合におきまして、同じように国民所得に対してこれだけこれだけというふうに言っておるのであります。私はこれ自体、数字自体を使う方法も別にラフだとは思わないのであります。ただ問題は、今度その財政と申しますか、国民所得の構成とか、

たとえは非常に金持ちが片寄つておるとか、貧乏人が多いとか、そういう構成に入つてきますと、今度はまた議論が出て参ります。あるいは財政支出の面におきまして、西ドイツは連邦であるとか、あるいはそうでないとかいう国の一つの機構の内部に入つて参りますと、私はこの数字は異論の出るところであらうと思いますが、数字そのものをこの場合におきまして、これは社会保障費であらうが国防費であらうが、国民所得がどこほどである場合にはこういう数字が出てくること、しかもそれから見て、日本は二%である、ほかの国は何%である、日本は最低である、この立論というものは決してインチキでもなければラフでもな

い、こう御了解いただきたいのでございます。

○飛田委員 もうこの議論は関連質問ですから繰り返しません。しかし、ずいぶん機会を改めて、私さういふいろいろな諸要素を計算してみても長官の御議論を反駁したいと思ひます。いずれにせよ、この二つの問題を通じて十分御理解をいただきたいことは、自衛隊は少なくとも憲法を守り、同時に日本国民の民生安定ということをお忘れはならぬ、こういうことは銘記しておいていただきたい。

○石山委員 先ほど私は教育等の問題について、ただいま飛田委員から思想の問題について触れられたわけですが、私、教育の問題についてかなり神経質になって、何回も長官に御答弁を願つておるわけです。それで特に最近、これは私はきょうこのことに触れると、それだけでまたたくさん時間を要するので、懸案事項としてお話を申し上げておきたい点がございまして、治安出動された場合の、国民に対する強大な武器を持った自衛隊が出動した場合の心がまえといふものは、とつさにこれはきめられない。やはりふだんの教育が順次になって、非常に困難な判定をば自衛隊がなさなければならぬ場面に出つくわすと思ひます。それを判定が誤らないような教育をふだんからなしていただきたい。私はこういふふうに思つております。武器を持つてゐるのでございまして、万が一がしますと、同胞相撃つといふようなことが簡単に行なわれます。特に武器の使用の場合は、私の入手した一つの文書を見ましても、こういふことを言つてゐる。「人を殺傷すること

は、武器によらない場合においても犯罪になる。しかし、武器使用に關する法律に基づいて殺傷する場合は、治安行動という目的のために国家が必要であると認めて許したものであるから、犯罪として取り扱われない。」これは大いにやれといふふうなことになるか、ねないですね。この文書を読んでいくと、お前罪にならぬから大いにやれ——私は何もこの問題だけを取り上げて言ふのじゃない。もしさういふふうなことが治安出動の内容等になれば、大へんなことになるのではないかと、いふ意見でございます。これはもし御答弁があればいただきたい。これはもし御答弁が懸案事項として、治安出動の場合にはいふゆる思想の問題、政治の問題、大衆行動に対する理解の度合いの問題、こゝろからいふ問題は常に隊員にしみ渡らうな片寄らない教育を十分にしたい。それ、さういふ提案をしてこの問題は一応打ち切りまして、私は国防会議の問題に入りたいと思ひます。

時間が大へんおそくなつてゐるから、見なくてその通りだといふふうに御答弁はしていただけたらと思ひますが、その中には侵略を未然に防ぐといふ言葉に、あなたがしつちゅうおっしゃつてゐる抑制力がそれについていると私は思つております。それからわが国の独立といふ言葉の中には、日米関係は阻害されておらぬといふうな考え方が入つてゐると思ひます。これを一つお伺ひしたいと思ひます。

二十日に決定した事項がございまして。これはずっと前から出てゐるのでございますから、一つ読んでいただきたいと思ひますが、これは前文と、項目として一、二、三、四と四か条があげられてゐるわけですが、ここにも侵略といふ言葉が出ております。「国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万が一侵略が行われた時はこれを排除し、」といふふうな前文から始まりまして、四つの項目をあげておりますが、この考え方はやはり基本になつておるのでございましょうか。

○西村國務大臣 お説の通りでございます。

○石山委員 お説の通りでございます。と言つてゐるが、昭和三十三年五月二十日の当時の総理大臣と防衛庁長官はどなたでございましょうか。

○西村國務大臣 今承れば、岸内閣総理大臣、小澤防衛庁長官だったと思ひます。

○石山委員 防衛庁長官でございますから、見なくてその通りだといふふうに御答弁はしていただけたらと思ひますが、その中には侵略を未然に防ぐといふ言葉に、あなたがしつちゅうおっしゃつてゐる抑制力がそれについていると私は思つております。それからわが国の独立といふ言葉の中には、日米関係は阻害されておらぬといふうな考え方が入つてゐると思ひます。これを一つお伺ひしたいと思ひます。

では国連憲章に基づいて日米間に安全保障体制を維持してわが国の平和と独立、極東の安全、これの維持をはかつておるわけでありまして。

○石山委員 ここにも国連といふ言葉が唯一無二のよりどころになつてゐるのです。それから昭和三十六年の今日西村長官にも、やはり国連といふものが中心になつてゐると私は思ふのですが、私たちが国連を中心にするといふことと、西村長官の国連を中心にするといふことはだいぶ違ふといふことは、さつき私もお話ししたのでありますが、できれば私たちは、この四項の中にこの言葉を大へん大切にしておきたいと思ふのであります。四項の「外部からの侵略に対しては、将来、国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米國との」といふ言葉を使つてゐるわけですね。国連を将来と書いていく、この氣持、これは私はやはり氣持だけではないか。やはり實際の面に現れてこなければいかぬと思ふのです。たとえば私はイナイナイといふわけてゐる本年度の防衛費なども二百一億ですか、増額になつた。その二百億を、私は、国連に出してみようといふ考え方、さういふ實際的な努力をなさらないで、将来国連はなんぞと、言ふことは、私は他愛のないことだと思ふ。ほんとうに国連を中心にするのならば——われわれは海外派兵を憲法上いけなかつてゐる。しかし将来国連がほんとうに中心になる可能性があれば、日本が世界が、それぞれ金で負担するからで負担するか、いろいろ負担の仕方があつてゐる。防衛庁としてさういふような國防の基本方針といふものを定めていながら、それに対し

てどれくらいの動きを示したかといふことを、この際一つお聞きしたいので

○西村國務大臣 それは防衛庁の任務ではないと思ふのであります。むしろ私はそれは政府全体の任務、また所管のそれぞれの行政庁もあると思ひます。そこで私どもとしては、この國防の基本方針に基づいて、防衛庁の任務として、当面する財政問題としては防衛力の増進をはかり、これを忠実にやつておるのであります。問題は、国連外交なり国連強化につきましても、政治全体、あるいはその所管大臣としての外務大臣が、人的強化その他、DAGその他においてもいろいろ苦心をして、國費を投入するとかしないとかいふ議論を今やつてゐる最中でございまして。

○石山委員 國連の話をしたりラオスの話をすると、すぐ外務大臣といふでしよう。外務大臣を連れてこなければ話にならぬといふことになるのじゃないですか。さうでなくて、あなたは池田内閣の閣僚の一人として連帯責任があるのだ。さうした場合に、自衛隊費を節約するから百億国連に出しましやうや、さういふような意見は、今のところなかなか出ませんか。

○西村國務大臣 私どもは国連強化は国連強化で、国力、財政に見合った手を打つなら、政治として、あるいは國務大臣として賛成でございます。同時にまた、自衛隊増強も國務大臣あるいは防衛庁長官としてやつて参りたい、さういふ考えでございます。

○石山委員 あなたから国連中心について何ばか國連を育てましようなといふ言葉をこゝろまでには、おそらく三時間も話をしなければそれはとり得な

た。結幕の統一がなされて、有事の際だけでなく指揮、命令、行動に敏活、流動性を持たせると言うことになったようでありますが、それをば内局が押え得るきめ手を、残念でございますけれども今は持つておりません。加藤官房長が何ぼががんばったって、とてもじゃないですが、まだとどめ得るだけのあなたの第二、第三陣が残念ながらそろっておらぬ。そこに私は疑問があると思うのです。それは長い目で見てもしろしいと思うのですが、それをばカバーするのがこの国防会議の任務だと私は思うのです。そうすると、あなたに言わせればこの国防会議は何ら直すところがないわけだ。直さなくても

いい。一生懸命會議を開いていましたよ。それではあなた、統幕がきちつときました場合の内局の整備、翻って国防會議の改編ということ、再検討ということも大いに必要なことではないかと思うのです。

それからもう一つ、大体国防會議という會議をば、この防衛庁設置法の中

のどんじりに入れておくということは一
体何事ですか。もつと權威を持たせ
るためには、ちゃんと獨立をさす設置
法が必要なのではないかと私は思うの
だが、その点だけは御答弁いただける
でしょう。再検討するといふ御答弁は
いただけるでしょうが、どうぞござい
ますか。

○西村国務大臣　　まず国防会議の構成

がどうかという点、これは一つの御意見だとは思いますが。ただ大体各国のこの種のものはいくつという構成でできておる。言いかえれば、各国の例も多分当時間調べたろうと思うのであります。特に平素から国防に關係の深い者を議員

いう意味で一応常識的な十年というものを作つたのではないかと私は思います。というのは、私自身が条約の締結者ではございませんから、這般の事情、その間の事情をはっきりと認識はできません。しかしその気持を察しますに、無期限であることは非常に片面的である、一方的なものである。それに対して期限をいつで切るか——これは確かに争いがある、意見があるところでありますけれども、一つの防衛というものを考えた場合においては十年くらいで一応更新、言いかえれば相互の意思を合致させる——更新をきめることがまず一つの常識ではないか。だからこの十年というものが出たのではないかと私は考えます。

そこで十年を目安に防衛力をどう長期的に立てていくかということでございます。それに對してはわれわれは、十年まである程度具体性を持つて考えればよろしいのであります。防衛は所得倍増計画のように数字の面だけでいけない面が多分にあると思います。国際間の事情、いわんや国連というものを今日の日本の政府といたしましては中心に置いて強化し、この条約のどこかに書いてありましたように、国防の基本方針にもありますように、国連が有効な能力を持つに至るまでというような考え方も持つておりますから、それを基準にして参りますと、国連の強化、国連の能力の発掘、そこらにも実際の姿をこれから五年くらいの見当はまず徐々に強化もされるだろうが、しかしわれわれの方も程度強化していく、自主性をさらに伸ばしていく。それから先のことになりますともう少し具体性を持ったものに対して

は、状況を見定めなければならぬと思ふのであります。ですから人によつては、いや十年たったところには、日本の自衛力は国民所得の七割くらいになつておらなければならぬ、そういう説の人もありますけれども、しかし私、防衛庁長官としては、正直に申し上げますと、そこまで自分が踏み切るだけの所信はまだ持つておりません。

○受田委員 はなはだあいまいな構想で、十年後の新安保条約期限満了の事態における防衛構想を伺つたわけですから、これには防衛庁長官としてあなた御自身が何らかの信念をお持ちにならなければ、自信のほどをお見せいただかなければ、われわれ自衛隊の存在ということに対する国民の信頼などもかち得られないと思ひます。ここにおられる自民党の議員の方々は、従来この国の防衛に關してはほんのわずかの方が熱心に御研究されておるだけで、なかなかこういふ問題に取組んでおられない。あなたも長官になられてから勉強を始めたということをおつておられるのであります。そこで長官として一つあなたの確信を述べていただきたいことは、あなたは防衛費の国民負担は国民所得の二割程度であるべきだといふ一応の考えをお持ちです。たまたま所得倍増計画をお持ちの池田内閣の關係になられたのでありますから、ちよつと十年後に新安保の期限満了というときを迎えるわけでありませう。十年後における国民所得の数字とその二割という構想による防衛費とを、一つ数字をお示し願ひたいと思ひます。

○西村国務大臣 内閣のやつております所得倍増計画は十年計画でありませう。私どもの当面して長期の見通しを立てたいと申しますのは、三十七年度を初年度とする五十年計画でございます。従つて最終年度においてどの辺にめどをおくかという腹づもりの問題でございますが、これもなかなかとり方はむずかしいと思ひます。正直に申しまして、二割がいか、三割がいか、あるいはそれ以下がいか、ただ一応先般議論もありましたが、各国の比率等から見、少なくとも日本の国力あるいは国情等から、五年くらいは最終年度には二割前後におさめたらまず妥当ではないか。しかもこれは単に私だけではなくて、ここ二、三代の防衛庁長官もそういう説を出してあります。それではそれは科学的な根拠があるかという、これは非常にむずかしい問題でございます。社会保険費にしても、国民所得の何割あればいいと、それははっきり切り切れるものではないと、それは一応のめどといふものはどなたもお持ちになる。その中で私は単に私一個の長官としてではなくて、歴代長官のやつてきたあとと願ひつつ、将来の展望も考へて、五年間くらいは見通しとして最終年度は二割前後におさめられれば大体妥当ではないか。ただしそれから先のことになりますと、単に所得倍増という数字だけの面から考へて、その何割がいいと云うにおいては、科学兵器の発達、開発もございませう。国際情勢の變化も、五年よりは十年先の方がはるか

に人類の理想からいへば、もつともつと平和に近づいてくべきであります。そうなれば国連というものも強化されてくるのでありませう。軍縮とか核実験停止とか、そういういろいろな面から考へてくれば、必ずしもそこまで行つた

ときには何割ということは私には言い切れない、また私が自信を持つて言いますには、それではあまりにも自分自身の所信は大胆過ぎる、こう思ひのであります。

○受田委員 所得倍増からくる十年後の国民所得の数字はお持ちであるはずでせう。それをお示し願ひます。

○木村(秀)政府委員 二十二兆円ないし二十三兆円と思ひます。はつきりした数字はただいま持ち合せておりません。

○受田委員 二十五兆ないし六兆とわれわれは聞いておる。そうしますと二十五兆にいたしましたとしても、その二割といへばどれだけのになりますか。お答え願ひます。

○西村国務大臣 一応算術計算いたしますと、二十五兆ですから五千億円でございませう。

○受田委員 御名答です。五千億円の防衛費が十年後に予想される国民所得の場合において確保される、あなた

のぎりぎりの構想からいへばそうなるわけですね。それだけで近代的な装備をして、近代戦に對処し得る自主独立の自衛隊を、十年の期限満了の後において作るのだということに、一応の目標は置いておられるのですか。

○西村国務大臣 私の二割あるいは前後と申し上げるのは、五年後の国民所得に對する比率でありまして、十年後の国民所得に對して何割ということをごで申し上げるには、国際情勢、国力国情、また同時に科学兵器の発達というよりなものを考へた場合には、こ

のから数字を出したのであります。それから二割という数字も、五年後の最終年度における目標を一応考へたのであります。

○受田委員 新安保は十年後には期限が切れるのですよ。期限満了になるわけなんです。その満了時において日本の自衛隊はどうあるかということ、これはしっかりと考へて持つて對処しておられないと、先ほど申し上げた通り、アメリカ側の日本の防衛義務は消滅したのだということ、向こうからそういう申し出をする場合もあるのです。そのときこそ日本は独立した自衛隊としての責務を示されるべきだと思ひます。その十年後における立場がどうあり得ることも御承知ですか。

〔委員長退席、草野委員長代理着席〕

○西村国務大臣 確かに十年たてば期限が切れて消滅するといふのではないのであります。そこで更改されるときに、あるいは日米間の關係が、國際關係から、あるいは國連のあり方から變化すれば、あるいはなくなる場合もあり得るかもしれない、継続する場合もあるかもしれない。ただ私どもは、それは關係はありますけれども、アメリカが去つたから、われわれは守らぬとか、守れぬとかいふ議論でなく、われわれの自主防衛の態度といふものは、あくまでも国力国情に應じて伸ばしていく、しかし国情といふものの中には、当然平和と安全のあり方の問題、もう一つは科学兵器の開発、国内における民心のいろいろな考へ方、こういうものも私は要素に入れないければならぬ。その意味で五年以内のところは数字的に一応めどもつけられ

る。それから先は、私個人としては持てるでしょう。七割か八割がいい。あるいは三割がいい。しかしこれは防衛庁長官として申し上げるにはまだ早過ぎる。そこで私としては、その国情を定めるには五年計画をまず立てて、その間に蓄積もされましょ。五年計画を実施してその蓄積に乗りつつ、さらに先の五年の見通しを立てたらいい、こういう考えでございます。

○受田委員 私は先ほど申し上げましたが、軍備というものは突然できるものではなくて、蓄積されるものである。従ってあなたは十年後の日本の自衛隊の存在というものに、一応の目標としては大きな目標を置いておかないければならぬ。長期計画の必要性というものは、そういうところから出ているのです。これは軍備というものの特殊性からくるのです。従って十年後に更新されない場合があり得るのですから、その場合に日本の自衛隊がどういう立場になっているかは、一応はつきりしたものをあなたは持っていなければならぬ。特に一九五三年でしたか、総理の池田さんが渡米されたときに、池田・ロバートソン会談、いわゆる日本の地上兵力の三十数万をあらから要請されたとき、日本は漸増という約束でお歸りになったことがあるのです。そういうことも考えると、陸上自衛隊というものは今後アメリカのお世話になることは大抵ないものと認めていいのかわるか、海空は今後漸次これを撤退させる方向にいく目標を持っておるか、陸海空の三軍の編成の基本方針については、あなたとしてはお持ちになつておらねばならぬと思うので

す。御所信を伺いたいと思います。

○西村国務大臣 陸上におきましては、もう申し上げるまでもなく、現在補給人員として五千名しか米軍はおらないわけでありまして、それから海空は御存じの通り発足がはかばかしております。海軍よりはさらに空軍はおくれています。われわれはそれ自体としても日米安保体制というものを考えないで、これは当然漸増しなければならぬ。同時に足らない部分については抑制力で補つてもらう。ただ十年先の安保の期限が切れた場合を考え、更改されたらどうか。これは一つの仮定であります。しかし全然ないとは言いがたかろう。そういう場合に自主防衛というのを考えてみましても、国際情勢なり、国内情勢なり、国力というものをどう見るかということがまず先決でございます。もちろん蓄積でございますから、今までも蓄積は貧弱ながらしております。これから先も五年計画で蓄積されましょ。古くなるものもあるが、更改されながら蓄積されておりますから、そこで突然新しい国軍が出てくるわけではございません。その延長として出てくるのであります。その目標、めどを公開のこの席で話すというわけにはいきません。だからわれわれは今、海空両軍の自衛力というものは、今はまだきわめて貧弱であります。古い船の五万トンもこれから先代艦建造をやつて参らなければならぬとか、飛行機の能力につきましても御存じの通りのまだ状態でございます。そこには必ずしも安保体制そのものではなくて、アメリカを隔すとか

いう問題以上に、まずみずからできる範囲の努力をしていく、その目標でやっているとあります。だから今海軍あるいは空軍はアメリカに帰つてもらうのだから、急に飛行機を持つのだという考えでやっているとあります。さしたりの問題は安保体制の基調の上に立ててやっております。それからかりに十年たちましても、現在の状況下で進んでおるといたしますれば、おそらく私は何らかの形の集団安全保障体制というものは、この形で続くかあるいは他の形で続くか、日米間であるかどうか知りませんが、日米間ではないか。ということは、今の世界の現在の時点における形は、一国は一国で防衛できないというのが各国の共通した考えであります。日本もその範疇からはずれるわけにはいかぬ、こう考えております。

○受田委員 あなたの今の集団防衛体制の問題については、あなたの党なり、あなたの政府なりに理解ができるのです。今私が指摘しました池田・ロバートソン会談で陸上兵力を漸増するという約束、その約束のきき目が現われたのが、岸さんが一九五七年にあらへ行かれたとき、一年以内に陸上部隊を撤退するという約束、この約束は確かに実行されました。そういうところから考えていくと、今後の海空のあり方というものについて、何らかの見通しは私は立つと思つてます。すなわち日本の海空の漸増計画というものをあらに理解させ、協力させることで、大よそいつごろ日本の海空の実力は自主防衛ができるようになるかという見通しは、長官としてお持ちになつておらなければならぬ。私第一点

でお尋ねした陸上部隊は今後アメリカにお世話になることは、たとい日米共同作戦を展開するような場合においても、おそらくあり得ないだろうという見通しが立つかどうかということ。その次は海空の漸増計画によって、おおよそ日本が自主独立の防衛体制をしく時期というものはどの辺に置かれるものであるかということについて、長官の御意思をお伺いしたいと思つてます。

○西村国務大臣 非常に言葉だけの問題でございますので、あるいは真意が出にくいかもしれませんが、自主防衛といつても、あるいは一番いい例は陸上の問題でございますが、外部から攻撃があつたのに対して、陸上に対しては守れるじゃないか。確かに今の陸上でもつてある程度のことはできます。できますが、その侵略と申しますか、攻撃の規模にもよる、こう思ふのであります。従つて私どもは防衛と侵略は、相かね合つていかなければならぬ。その態様、それからそれが今日の時点においては、これから五年先、十年先の時点における兵器の態様、あるいはその他の侵略をする国の国柄と申しますか、その背後の国際勢力、こういうものも考えていかなければならぬのであります。一口にそれではいふになつたら私どもはひとり守れるのだといつても、守るといふことにも限度があります。アメリカやソ連でさえ、お前の国はひとり守れるかといへば、守れるとも言えずし守れないとも言える。これと同じ議論ではないかと私は思ふのであります。

○受田委員 日本の陸上自衛隊の存在というものは、アメリカは一応日本の防衛にあたつては、陸は安心だという限度にきておるのですか、どうですか。必要があればまた応援しなければならぬという立場にあるのですか。

○西村国務大臣 一応局地戦等に対しましては、わが自衛隊は対処できると思つてます。しかしその侵略の態様いかんによつては、たとえば陸上において非常に大規模な攻撃をかけられるという場合には、もちろん共同防衛の線が働くことは当然であります。

○受田委員 日本の防衛力というものは局地戦にたえる程度のものであつて、局地戦以上に大がかりな戦争の規模になつた場合にはたえ得ないものである。そのときはアメリカの共同防衛ということに名をかりて、アメリカの力をかりるということですね。

○西村国務大臣 名をかりるのでなく、これは安保体制によつて、日本の安全と極東の平和のために共同防衛するわけでありまして。

○受田委員 当然名をかりるわけですが、そこで私、今お話が出ましたので、共同作戦をやる場合の態様についてお尋ねをしたいのです。共同作戦をやる場合に、問題は指揮系統でございます。日本は日本なりに自衛隊を指揮する司令官がおる。あらにも司令官がおる。両々相待つて助け合ひをして共同作戦をやるといふのが、昨年以來の御答弁のようでございます。法律論としては私の点は一応うなずきます。日本は独立国ですからね。しかしながらこの統一指揮権という問題は、すでにNATOにおいて実績を上げて、欧州に統合総司令官が、アメリカが担当して、平時において置いてある。理事

会か何かできめておる。戦時において
はもちろん統一指揮官の指揮に従うわ
けです。実際に日本の実力とあちらの
実力とを比較したときに、日本が法律
論として、独立国である、自主的な自
衛隊であるからといって、あちらと全
く対等の立場で自衛隊の行動ができる
ものかどうか。これは先般来、しばし
ば制服の方々の御発言で思い当たるこ
とがあるのでございますが、長官、法律
論と実際とを混同して、この指揮系統
に統一的な指揮官を置く必要はないと
いう御所論を、政策は実際でございま
すから、実際の部門を担当されている
長官として、これを固執されますか。

○西村国務大臣 なるほど御議論はあ
ることではあります、NATOの場合
におきましては、統一軍の問題にしろ、
統合司令部の問題にしろ、これは一つ
は多数国家の集合体であります。そこ
にも一つの、日米間の安全保障体制と
は違った面があると思ひます。そこで
私どもとしては従来とも統一司令部は
設けない、統一指揮官は置かない。そ
れぞれ独自の司令官を持ちながら、緊
密なる連携のもとにやっております。

○受田委員 この新安保条約に、統一
指揮官を置いてはならないという規定
はないと思ひますが、いかが
でしよう。

○西村国務大臣 それは特に明記も何
もございません。

○受田委員 岸・ハーター往復書簡を
拝見いたしましたも、ここに安全保障
協議委員会のようなものを設けたいと
いう意思表示はされておりますが、そ
うした統一的な指揮官の問題などに触
れるような委員会であつてはならぬと

いう規定もないわけだ。安全保障協議
委員会において向こう様から、統一指
揮官を置くことではないかということ
提案できるかできぬか、また日本側か
ら、日本は自主独立国家だから、日
本における軍の行動では統一指揮官を
置いてもらいたいというような情勢が
できたときに、それが提案できるかど
うか、お答え願ひます。

○西村国務大臣 私はこれは条約の解
釈上、そういう提案をしようと思へば
できぬことはないと思ひます。

○受田委員 法律論で言う場合と実際
の場合とは、大いに相違があり、日
本の自衛隊はアメリカのお指図で増減
がされているというこの現実を考えた
ときに、今のうちに、陸上の問題など
でも池田・ロバートソン会談ではつき
りと要求されておる。海空はアメリカ
が握ろう、陸は日本が握ってくれとい
うアメリカの共同防衛政策に日本が協
力して今日を迎えておるのでございま
すので、実際の共同防衛の場合にアメ
リカ側から共同防衛になる前でも
平素からでも、安全保障協議委員会に
おいて、日米共同防衛の場合はアメ
リカ側から統一指揮官を出してはしい
という申し出があるかもしれない。それ
は、禁止する規定がないからできる
と言われた。しかし日本政府としては、
アメリカがそれを申し出した場合には拒
否するのである。

○西村国務大臣 今のところ私どもは
既定方針通り、言いかえしますれば、統
一司令部というものをやらないで、そ
れぞれの自主性を重んじつつ緊密なる
連携のもとに共同防衛に当たりたい、

こういふ所信は変わっておりません。
○受田委員 アメリカ側から申し出ら
れた場合は拒否するということですか。
統一指揮官を置くことを申し出ら
れた場合は拒否するのですか。

○西村国務大臣 統一指揮官というも
のは考えておらないわけでありませ
ん。言いかえしますれば、おそろくアメ
リカ側から申し出らるる日本側の考
えは平素から十分知っておりますから、申し出
ないでございませう。かりに申し出
がありまして、われわれとしまして
は今の考へのもとでは拒否するとい
う結果になると思ひます。

○受田委員 向こう様から申し出る場
合もあるし、こちらから申し出てい
いのだ、規則としてはそういうことに
なつて、やることもできる。統一指
揮官を置かないということは、これはど
こにもそういう制約がないのだとい
うことを伺ひました。

そこでもう一つこれに関連するの
ですが、安全保障協議委員会において、
先般来お尋ねを申し上げております
専門的な軍事小委員会、防衛専門委員
会、何にしてもいいですが、こういう
ものは、昨年の安保特別委員会の討
議を通じては、政府側から、軍事専門
委員会のようものを設けて、とにかく
両方の間の意見交換を正式にさせたい
というお話をしておられるのですが、
ところが長官は、これが議題にな
つていなかつたことをこの間言われ
たのですが、あなたとか外務大臣とか
太平洋司令部とかあるいは駐日大使と
かいふ、そういう最高のスタッフのほ
かに専門委員会というものが別にあ
つて、両方側で意見の交換、協議を
するという機関が、あなた個人として

るべきであると思ひますか、そうい
う必要はないというお考えですか、あ
なたのお考えを一つお聞きしたい。
○西村国務大臣 私個人の意見でなく
して、防衛庁長官としてお答えいたし
ますが、その場合におきまして、私
どもは現在のところは、平素各関係機
関で緊密な連携は十分とっておりませ
ん。必要はない。その必要があり、わ
れわれあるいは両者の間に意思の合致
を見た場合におきましては、これは置
くべきでありませう。現在のところは
そういう考へはございませぬ。

○受田委員 現在のところは置かない。
しかしそういうものは将来においても置
く見通しを持たないものか、あるいは
こういうものは置いた方がいいという
事態が現れるまでは絶対に置かない
というふうな考へ方なのか、そのと
ころのはっきりしたものの、今は置く
必要はない。しかし双方の間の話し合
いを具体的に専門家にさせるという立場
は、これはとつた方がいいと藤山さん
も言つておられるのですから、そう
いうものとの自分の意見とは違ふのだ、
当時の外務大臣とおれとは意見が違
ふのだ、こういうことなら、はっきり
その意見が違ふという理由を言つて
きた。当時は必要があつたと思
ひ、その後必要がなくなつたのだとい
うこと、御答弁願ひます。

○西村国務大臣 私は当時の事情とそ
れは違ふと思ひます。これは置か
ないで、当時も必要がありとはだれも
言つてないと思ひます。問題は、
それでいいからといって何もし
てないかという、常時各幕僚長なり
向こう側の軍の代表者とそれぞれ必要
に応じて協議し、意見の交換もやつ
ておるのでありますから、実体は何ら

わらないと思ひます。ただそれを下部
の軍事専門委員会というものを特に起
こす必要は現在ない。では将来もな
いかといへば、私は必要に應じては、こ
れは作らうと思へば両者間の意思が合
致すればできるわけでございます。

○受田委員 私こどもう一つお伺
ひをしておきたいことは、岸・ハーター
往復書簡の中にもはつきり書いてあ
り、きのうもあなたがこゝで答弁して
おられる。すなわち日本とアメリカの
間におけるいろいろな協議というもの
を、両政府が適当な諸経路を通じて行
なうことになつておるといふ御答弁で
ありますが、このことについて安全保
障協議委員会を通じて、あなたと
向こうの太平洋司令部あるいは在日米
軍司令官、外務大臣と駐日大使、ある
いは総理大臣があらへ行かれたとき
に両首脳と話をするとか、こういうも
のがこの中へ含まれておるといふ解釈
になるのですか。

○西村国務大臣 このような協議は、
両政府が適当な諸経路を通じて行な
うことになつておる。私は大体そう解
釈しております。防衛庁長官とフェルト大
将、あるいは外務大臣と駐日大使ある
いは国務省当局、そういうふうな考
へております。

○受田委員 そうしますと、今の軍事
専門委員会のようなものを置くこと
は、これは置く場合も一応考へてお
かなければいかぬわけですか。置くこと
すれば、安全保障協議委員会の付属機
関にするか、あるいは池田さんがあら
に行つて話をされて、その結果別ワ
クできめるとか、いろいろの置き方
があると思ひます。昨年の国会では、軍
事専門委員会というふうなものがあ

約的には、法律論的には何らこれに文句を差しはさむことができないものであるということになりますね。

○西村国務大臣　もちろんこの法律の面からは権利であつて義務でない。しかし私は單に法律論だけではないのであります。これは言いかえますれば、いつも申し上げますように、日米安全保障体制というものは相互の信頼であります。そうしてそれが同時にアメリカも、極東の安全は世界の平和、自国の安全にも響いて參るでありましょ

る。同時にまた日本も同じ立場であります。そこでこの相互の信頼からこの条約が生まれておるのであります。私は設問されたような、一方的にただアメリカがそれというものを考えないで、条約だけを残してばつと引き揚げる、そういうようなことは、そういう事態は想像もできないのであります。

○受田委員 全部引き揚げるといふ場合でなくて、一部引き揚げる、あるいは大部分が日本の周辺に待機するよう

な形で、日本の防衛をある限定された地点において負担する、こういう形も考えられるわけですね。これは条約に何ら違反することなく、彼らが引き揚げて、たとえばハワイやグアム島で日本の防衛義務を果たす、こういう形をとることは、これは条約的には何ら問題はない。また事態に即しても、日本に莫大な在日米軍がおるよりも、その

大部分がそりいう方向で待機しておる。このような形で、一朝事あるときに出勤する、こういうような立場をとるならば、世界のすべての国々に対する公平な措置として歓迎されるというようなことになるならば、これはアメリカがそりするかもしれない。そりすること

定の地域に米軍が後退しておる。ハワイやグアム島に退いておいてもらっ

て、日本の国には米空軍や海軍は今現実にはおらない、あるいは非常に少数しかいないのだ、こういうことでやっているといてはいいですか。万一のときにさつと出てくればいいのではないですか。

○海軍政府委員 事務的にありますが御説明を重ねますと、たとえば第七艦隊を例にとつて申しますと、これは先づ御存じのように、横須賀と佐世保が基地になっておられますが、しよつちゅう日本におられるわけではございません。しかしこれが置かれておられて、万が一の場合に横須賀に入ってきた。直ちにその艦隊に対する補給、修理ができるかということになりますと、ノーでございます。すなわち平時から、第七艦隊が入ってきたときに備えて補給、管理のための人間はどうしても要るわけでございます。先ほど申しました海軍の人員は、そういう艦隊施設の維持、補給等に当たる人員が合算して一万四千人といふこととございす。従いましてこの一万四千人はいわゆる部隊的なものでございせんし、かつ有事の場合には直ちにこの人員をどこから持つてくることはきわめて困難でございます。さらに米空軍については、先般も申し上げましたように、現在のわが航空自衛隊の力では、いわゆる全天候性の戦闘機がまだ数少のうございすので、領空侵犯、わが国の領空を守るために行動しますことも、夜間、悪天候の場合におきましては、実際上は大部分米軍の飛行機にたよつておるわけでございます。従いまして、先生もおっしゃいましたように、どこかに行つておつて持つてくればということは、非常に実現困難では

ないかと私も考へております。○受田委員 どこかに行つておつて有事の際に出かけてくる、こういう形は困難だ——そういう要員の者はちゃんとそこに置いておいて、飛行機を持つてくればいいのですから、われわれの国にアメリカの軍艦や飛行機があまり大げさに待機しておるような印象を与えないような形をとるべきではないか、こう私は言つておる。そういう形をとつても条約違反にはならないので、すから、そして実際にそういう形をとつておく方が、平和を愛好する日本の国の立場を明らかにし得るという、そういうお考えをお持ちじゃないですか。

○西村国務大臣 あなたのお考えはいわゆる有事駐留という御意見だろうと思ひますが、われわれはこれはとれないのであります。言いかえますれば、もちろん万一の場合における機動力の発揮もございまして、同時に常時駐留による平和の維持による、何と申しますか抑制力の面もまた考へて参らなければならぬと思つております。○受田委員 そこで私一つこの際指揮命令の角度から、新しい法案の中身にちよつと触れます。これは非常に大事なことであります。それは今度の自衛隊の指揮に關する法改正の趣旨の中に、統幕議長に長官の指揮権を執行させることが規定されておる。長官、あなたの権限を統幕議長を通じて、こう書いてあります。これはあなたの力が、通することによつて確かにロスが出てくる。途中で適当にチェックされて、その通する機関の統幕議長が三軍をぐつと握る強大な権限を持つと私は思ひます。通する機関を新しく設けた

ことは、決して文官優位の原則を犯すものではないという御意見かもしれせんけれども、実際の問題を考へてみましよう。統幕議長は権限が強化されることは間違いないですね。そしてこれに伴うところの、あなたの命令が途中で適当にチェックされたり、ロスが出たりするといふ危険のあることもおわかりですね。御答弁願ひます。

○西村国務大臣 もうすでに私から申し上げるまでもなく、政策面の基本は内局の補佐を受けて私が決定いたしました。同時にその内局の補佐を受けてきめました行動の基本に關する範圍内において、そのもとにおいて今度は作戦なりその他の部分を各幕がやる。統幕幕僚會議が従来直接やつておつた命令の基本につきましては、各幕長が統幕幕僚會議で決定し、それがまた同時に私の意見によつて判断される。そしてそのきまつたものを、今度統幕幕僚會議の議長といふものを通してやる。だから私はその間にいたずらにいろいろなものが付加されると考へておりません。従つて従来のシビル・コントロールの権限は何ら侵されてない。言いかえますれば、防衛庁長官の権限といふものはやはり依然としてしっかりとした権限を持つておるものだ、こう解釈をいたしております。

○受田委員 しっかりとした権限を持つておると、自慰的な御発言があつたわけですが、実は私はこれに問題があると思う。あなたがきめられた命令を下へ出されるときに、長官の指揮は「当該部隊の行動に關する」の長官の指揮は、統幕幕僚會議の議長を通じて行なうものとし、これに關する長官の命令

は、統幕幕僚會議の議長が執行する。』となつておつて、あなたの指揮は議長がパイプになつておるのですよ。その分は今あなたの答弁は抜けておる。お答へ願ひます。

○西村国務大臣 この命令の名前は私の名前でありまして、それから命令の執行はなるほど議長を通じてやる。長官の命令を議長が具体化するわけでありまして、執行していくわけでありまして、それは現在の各幕僚長の命令の執行も同じような形をとつておるわけでありまして、私の名において各幕僚長がきまつた命令を執行していくわけでありまして、私はその点は何ら変わりがない、そのように考へております。

○受田委員 變つていないことはないので。三幕の幕僚長と、今度はその上に統幕幕僚會議の議長といふものが現れておる。議長といふものが一つ出たことは、そのパイプが一つふえたのです。ものを流すのにも、パイプが一つでもふえれば、おしまいごろにはだんだんとロスが出るじゃないか、チェックされるじゃないですか。そういう意味からも、強大な権限を持つ長官の指揮権が、パイプの中で適当にゆがめられる危険がある。いや弱められると言ひましようか、あなたの権限が弱められる。あなたが直接幕僚長に指示したときよりも、統幕議長を通じてやつたときの方が、一段階あなたの力は抜けておるのです。つまりあなたの権限が、人に委任することや人を通することによつて、だんだんとその間が複雑になつて弱められるということは、十分あなた御承知にならないければならぬですよ。いかがですか。

○加藤政府委員 先ほどの長官の御答

弁を少し敷衍して申し上げたいと思ひます。今お尋ねになつておりますことは、この改正の条文に書いてあります通り、陸海空の自衛隊のいずれか二以上の部隊におきまして統幕部隊を編成した場合でございます。統幕部隊を編成した場合においては、その統幕部隊に対する長官の指揮命令をどうするかということでございます。現在はその点はどういふふうになつておるかとお申しますと、自衛隊法の二十二条の三項に「前二項の規定により編成され、又は同一指揮官の下に置かれる部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊に対する長官の指揮監督に關する幕僚長の行方職務に關しては、長官の定めるところによる。」これが現在の規定でございます。これはどうなるかと申しますと、陸海空の二以上の部隊から統幕部隊を編成いたしますね。その統幕部隊の指令官に対する指揮命令が今でもあるわけでございます。それは長官の定めるところによりまして、陸海空の幕僚長のうちの一人の幕僚長を指定して、その者にそれをやらせるといふのが現在でございます。その幕僚長のやる仕事につきましては第八條に書いてございまして、自衛隊法の第八條一長官は、内閣總理大臣の指揮監督を受け、自衛隊の職務を統括する。但し、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける部隊及び機関、すなわち陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊「に対する長官の指揮監督は、それぞれ当該幕僚長を通じて行ふ」といふのがあります。これをあわせてお読みいただきますと、長官の命令の伝達

の仕方そのものには変わりはない。ただ陸海空の幕僚長のうちのどれか一人を指定してやらしてあげましたものを、今度は統合部隊につきましては統合幕僚会議の議長を通じてやらせることが適切である。その点を書いてあるわけでありませう。命令の執行の仕方については変わりないということをお断り承知したいと思います。

○受田委員 それで問題なんですよ。通ずる機関が一つふえていくということ、これは間違いないですね。

○加藤政府委員 そのふえていくというところでございますが、形式的には一つふえました。しかし私の申し上げているのは、部隊に命令の伝達をする経路といましては、今までどこかの幕僚長がやっておったことを、今度は統合幕僚会議の議長がやるのでありますから、その部隊に関する関係においては変わりがないということをお断り承知したいと思います。

○受田委員 その通りなんです。つまり二本建になっていく。二本建になっていることが問題だ。すなわち三軍を握っていくという機関の統幕議長が指揮権を委任されたわけなんです。そういう命令の執行権を委任されているのです。そういう重大な権限が三軍の全体に及ぶような立場で統幕議長に与えられたのでありますから、統幕議長の権限といふものは陸海空、統幕、海幕のばらばらにいったときより非常に強大な権限ですよ。これは加藤さん、おわかりですか。非常に強大な権限です。

○加藤政府委員 その陸海空の三自衛隊の統合部隊とおっしゃいますのは、これはよく御承知と思いますが、陸海空の自衛隊の全部を統合する部隊とい

うわけではないのであります。必ずしもそうではないので、陸海空の、たとえば北海道について申しますと、陸上自衛隊の方で申せば北部方面隊、海上自衛隊の大湊地方隊の艦艇、それから航空自衛隊の第二航空団の勢力というものを合わせまして、一つの統合部隊といふものを作る場合があり得るわけでありませう。ではその場合、今でもそういうことはできるわけ、その場合に今どうなっているかという、陸上幕僚長が航空幕僚長か、どれか一人の幕僚長に統括されて、それを通じて指揮する。その陸上幕僚長や航空幕僚長の地位を統合幕僚会議の議長に持つてくるというわけでありませう。

○受田委員 それで問題なんですよ。あなたは今一部分の部隊のことを例に引かれまして、この規定によれば二以上から成る部隊を総合的にやることもできます。一朝事あるときに陸海空三軍の全部を一括して統括部隊を作った場合には、統合幕僚会議の議長を通じて指揮できないじゃないですか。どうですか。

○加藤政府委員 それはおっしゃる通りであります。ただし今でもそういう場合を仮定いたしまして、陸海空全部の自衛隊を統合して部隊を作りまして、陸海空の幕僚長のどれか一人を長官が指名して、これをやらせるということになるのでございませう。やはり指揮は一元化しなければいけませんので、どこかに中心を置かなければいけません。

○受田委員 大へん大事な御発言ですね。指揮を一元化する、つまり陸海空三幕が統一された大部隊となつて、日米共同作戦に対処する準備にもこれは

必要なことでもあります。そういうことになりませう。

○加藤政府委員 米軍との共同防衛作戦といふのは、どういふふうになるかということでは、いろいろと事態が変わってくると思いますが、陸海空全部の自衛隊を一本にしてやるという場合が、はたして現実には必要であるかどうかというところにつきましては、いろいろ意見があらうと思ひます。個々具体的な場合について考えなければならいように思ひますが、大多数の場合にはさういふようになりませう。

○受田委員 この三幕の統括の上に立つ大権限が統幕議長に与えられていることを、あなたは今御確認されたのをごさいますか、さういふ強大な権限を持つポストが一つふえたといふことについて問題があるのです。大体文官優位の原則で、長官は一応文官でいらつしやる。しかしながらあなたのごところに持ち出す各幕の情勢判断、さういふものの資料といふものは、大体各幕の幕僚長が握っておるのです。それをあなたは見られて、情勢判断をされて、適当な指揮をされるわけなんです。従つてあなたが別の方から資料を集めるのでなくして、やはり各幕の権威ある制服の皆さんが集め得た資料をもとにして、あなたが判断をされるようになるのです。日米共同作戦の大がかりな場合になつてきたら、さうでしよう。さういふことになるでしよう。いかがですか。

○海軍政府委員 今先生のおっしゃいました情報、調査資料の収集の経路でございませうが、もちろん各自自衛隊、各幕僚幹部がそれぞれの手で集めておる

のは事実でございます。同時に防衛局は、防衛局の第二課というのがございます。そこではまた防衛局第一課、すなわち自衛隊の編成、装備、行動等に必要なる情報資料の調査というものは別個にやっております。従いまして、実はたとへば諸外国の状況であります、先般申しましたように、現在七カ国に出しております九名の外務事務官を兼務しております防衛駐在官から、いろいろな情報を外務省を通じて私どもがとっております。さういふいろいろな資料を突き合わせまして、最後に長官の方で総合的に防衛庁としての判断ができる、さういふ体制になっておりますことを申し上げておきます。

○受田委員 外務省を通じての資料入手の方法も何つたのをごさいますか、内閣の総理府においても、何かさういふ情報収集の機関はありませんか。

○海軍政府委員 総理府のことを私が申し上げるのはどうかと思ひますが、さういふことは内閣調査室もございまして、そこではまた内閣総理府として独自の資料を収集に当たつておる、このように承知しております。

○受田委員 いろいろな方法がある、いろいろなところから入手される。内閣の調査室の資料をあなたの方で参考になれないのですか。

○海軍政府委員 内閣調査室も政府の、さういふ情報と申しますか、諸種の調査資料等を持っておられますところは、外務省を中心の機関といたしまして、定期的な事務担当者との連絡をいたしております。そこでいろいろな情報の交換をいたしております。

○受田委員 情報の交換ということになりませう、あなたは今総理府のことを何かよそのお話のように聞いておられたけれども、やはり内閣調査室から出た資料もそこで総合的に連絡されるわけですね。

○海軍政府委員 その通りでございます。

○受田委員 よそこそこじゃない問題ですね。やはり大事な問題です。総理府のことを言つてはさういふお話で、何か敬遠されたようなお話があったのですが、敬遠される必要はない。総理府にもさういふ機関があつて、それらと連絡しておると言へばいいのです。なるべく触れたくないようなお話をされておるの、私は非常に遺憾に思ひます。

○海軍政府委員 私の発言が十分でございませうが、私は防衛庁の防衛局長としてお答えをいたしておりますので、よその役所のことを申し上げる資格はない、さういふ意味で申し上げたのでございませう。さういふ内閣調査室との情報関係の交換をいたしておることは知っております。

おる限りは、私はいちと思ひますけれども、こゝろいふ人々が去つていつた
ら、文官優位の原則は至るところでく

の強化、三軍総指揮官に与えられた強大な権限を剝奪するようなお取り扱いをされる必要があると思う。

○西村國務大臣　アメリカのいわゆる
マッカードナー罷免の例をおとりになり

ましたが、アメリカにおきましても
シビリアン・コントロールの原則は

確立をいたしております。同時にまた今回のケネディの国防教書にも、それ

をはつきり言っておるのであります。
そこで日本の場合であります、日本

の場合におきましても同様に各国の例をとりまして、これは国会の御審議を

得まして、そうしてあるいは人事、予算あるいは行動の基本、こういったも

のにつきまして、法制的に、あるいはさらにその上に国防会議なり総理大臣

の最高指揮權、また防衛出動等につきましては国会の承認というシビル・コ

ントロールの原則は立っておる。あとはそれを運用する人の問題でございま

す。そこで私はそれらが常時安定して
いくことは必要でありましょう。言い

かえますれば、防衛庁長官が再々かわるといふことがはたしていいかどうか。

これは一つの意見が立つてありましょ
う。これは法制上の問題ではなくて

人事の問題であります。また私は法制に關係があるとは思いますが、たとえ

ば今内局には優秀なスタッフがそろっておりまう。特に御指摘になりました

加藤官房長のごときも、防衛庁に十年
終始しております。その他の諸君にも

相当おります。しかし私はさらに各省から来た非常に練達たんのうな諸君

も、シビリアンとして将来育っていく人も防衛庁に作ってもらいたい。それ

にはやはり単に一つの総理府の出店であるよりは、省としてその中にすつき

Age Group	Percentage (%)
18-29	65
30-49	75
50-69	85
70+	95

りさせたいというのが私の——シビル・コンドロールを法制的にさらに強めたい。どうぞその点は受田委員におきまして、今後御協力願いたいと思うのであります。

○受田委員　私はあなたに今の御発言に関連してお尋ねを繰り返したいのですが、このシビルアン・コンドロールの問題は、日本の民主的な自衛隊の立場からは、あなたが命をかけて守ってくれないのは非常に困る問題です。あなた御自身が実は制服が立案をしたいといういろいろな情勢分析、考え方というよりもものに賛意を表せられたりして、押し上げられるような傾向に私はあると思うのです。その点は専門家でないのですから、その専門家でないあなたが、実力を持たない限りは、制服がクーデターを起こす危険もあるわけですよ。今のように三軍の責任者が「長官の指揮は、統合幕僚会議の議長を通じて」と、通ずるパイプがとんでもないパイプであって、そのパイプがあなたにかかわって自衛隊を動かすような形にもなる。これは長官の命令を執行するのだ、あるいは長官の指揮権を委任されたのだという立場で、統幕議長というものがある、その人間がとんでもない人間であつたならば、その命令に対してどのような措置でもできるのです。あなた御自身がそれを通ずるのですから、そういう点においてあなたの実力を失うようなことのないように念を入れなければならぬし、加藤さん、あなたも長い間シビルアン・コンドロールの点でがんばってこられたのが、こうして三軍の指揮権の強化をはかるような形に持っていかれて、結局制服の横暴というところで、やがて内局は消え去らん

といふようなことになりかねない。その点あなたは制服に非常に御期待をされておるようですが、制服の、内部には非常に文官に対する反感もあられるし、またおれたちは実力部隊だぞという権力組織らしい誇りを持っておるのでございますから、長官、内局の皆さん方、一つ十分警戒をして、制服の諸君の横暴を押えるような法改正の配慮を常にする必要があると思ひます。

そこで長官、あなたは今国会の承認もあるし、いろいろあるとおっしゃったけれども、この間ちょっと触れたただけでお尋ねを繰り返さなかつた点があるから、そこだけを特に追及します。

あなたは自衛隊法七十八条の治安出動について、実は私が繰り返し国会承認を要求したのだが、今国会承認もあるのだとおっしゃったけれども、こういう大事なところで内閣総理大臣の治安出動命令をあなたが長官の立場から賛成されて、そしてこれをお出しになるというよりなときに、国会の意思を無視してやり得ることが起こるのです、危険があるのです。従つて私は国会の承認ということを繰り返し申し上げ、あなたの方の責任も軽くしてあげようというので、非常に親切な立場で発言したのでです。私はもう一度ここでつけ加えたいのは、国会の承認を得てこれが発動されるなら、あなたの方の責任も軽い。従つて治安出動においては国会の承認をとることにせよ、また七十六条の問題と同じような立場で、全然甲乙のない立場から、国会承認の形式をとれということを、きょうもう一度あなたに要求したいのです。

○西村国務大臣　そのお説は、私先般お承りいたしました。同時にまた私も

その際にもはっきりお断わりをいたしたのでありますが、私は現在の法制でよろしいという所存でございます。その理由等については、先般申し上げましたからお答えいたしません、私は法改正の必要はないと考えております。

○受田委員 自衛隊法八十八条には、防衛出動時の武力行使の規定がある。

この防衛出動時の武力行使は、「第七十六條第一項の規定により出動を命ぜられた自衛隊は、わが国を防衛するため、必要な武力を行使することがで

きる。」という規定がある。この規定は、七十六条の「外部からの武力攻撃のおそれのある場合」にも武力行使ができるかどうか。

○加藤政府委員　これは前々から当委員会においてもお尋ねがありました。そのとき以来一貫しておりまする政府の答弁は、おそれある場合に防衛出動

を負わなければならぬことになる。内容からいって、第七十六条の武力攻撃のおそれある場合、武力攻撃の場合と七十八条の治安を維持する必要がある場合を比較してみよう。日本の同じ主権者である国民同士の間で問題が起ったときには、国会の承認を得ねば、ばつと自衛隊を出してこれを鎮圧する。また七十六条のように、直接外部からの武力攻撃、またそのおそれがある場合、こういふときには国会の承認を前提にするということ、この比重は七十八条に持つてくるべきではないかと思ふのです。

○西村国務大臣 たびたび申し上げますように、七十六条は国際間の関係がはつきりして参ります。七十八条の場合にはあくまでも国内的な問題であります。従つてこの場合の条文をお読みいただきましても、一般の警察力をもつては治安を維持することができない、こゝういふ状態であり得ます。善良なる国民、ほとんどこの人たちが非常な不安な状態に、不良な国民はいざ知らず、善良なる国民であれば、この事態に対しては緊急事態であり得ます。そこに緊急事態と書いてあります。しかも一般の警察力をもつて維持できないという状態においては、直ちにやれる。そうして同時にこの際にはおそれく警察の方は緊急宣言と申しますか、それをまた発動するであります。警察の方はもつて総理大臣の統合指揮下に入ります。こゝういふ仕組みになっております。私はそゝういふような諸事態から見まして、大多数の国民といふものは、むしろ自分の保護のために緊急出動をしてもらうことを期待するのであつて、

私は国会の事前承認とは性格がだいぶ違つてくる。国内的である。同時に国民といふものはこれに強く期待をする。また片一方は国際関係であります。意見の多い段階でございます。また將來非常な橋根を強く外部に残す段階であります。それで国会で事前承認を嚴重につけておる。この性格の差があるといふことを御了承願ひたいと思ひます。

○受田委員 性格の差は、あなたのおっしゃることを別の角度から見なければならぬと思ふ。国内の問題であるだけに、国会の討議を通じて自衛隊を出動させるべきです。これは国際問題よりもつと、お互ひ国民同士が血で血を洗ひような形のもの、少なくとも国会の討議を十分尽くすべきである。その結果その出動権を發動させるべきであると思ふ。逆の立場をお考えになつて對抗するやうな自衛隊の出動を命ずる権限が、総理大臣に与えられてゐるということ、その当時においては国会の承認を必要としないといふこと、これは問題がある。特にあなたの国会承認といふこともあり、国民の意思は十分尊重してゐるという立場から言ふならば、繰り返しがあなたに訴えておられますところの、要求してありますところの国会承認の規定を各所に作ることである。たとえば自衛隊法の二十一條、私はこの間言つたのです。閉会中に方面隊とか地方隊とか航空隊などをどんどん増強するやうなことが政令でできるやうなこゝういふ規定は、非常に重大な規定であるから、急ぎ臨時国会を開いてでも、自衛隊法の審査はできるのですから、政令で出すまでもなく、臨時国会を開くやうな事態だと思ふのです。この点についてどうお考えですか。

○西村国務大臣 もちろん平素の部隊編成等については、国会の承認を得て法律によつて行なうといふことで、皆さんの御審議に待つ。いゝやうなことに慎重御審議願ひつてゐるわけでありすが、問題は、国会がなく、緊急のやうな場合におきましては、軍の性格上、これは私は当然だろふと思ひます。また各各は、かつての日本の旧憲法におきましては軍の編成大権は天皇の大権にしておつたくらいですから、非常に機動力をとつと。また各各で法律で軍の編成を作り上げてゐる国は少ないのであります。わが国はそこまです念を入れて、原則としては軍の編成は法律によつてゐるのであります。例外的措置としては、軍の性格からやむを得ない、また必要であると私は考へておられます。方面隊なども軍の編成です。から、こゝういふに申し上げたのであります。

○受田委員 私がお尋ねしてゐるのは、こゝういふ場合には臨時国会を開いて、当然国会にこれをかけることができればできるものであります。こゝういふ方法をおとりになるやうな事態だと思ふ。すなわち国会閉会中に政令が出せようなことをしないで、きよう私は新しく提案するのです。事実必要があれば、臨時国会を召集するやうな手続でこれは解決すべきではないか。だから国会の承認といふことを原則とする以外の措置をおとりになるべきでないといふことを言つておるのです。

○西村国務大臣 これは別に財政上の緊急措置を伴うものでもございませぬ。後年度に負担を残すものでもございませぬ。現在の定員の編成、なるほどそれは原則としては法律で定める。しかし災害であるとかその他のやうな事態におきまして、臨機応変のために部隊の編成を變更するといふことは、一々国会の御承認を得ない方がむしろ効率発揮であり、これが国民のためになる、こゝういふやうな趣旨からこの規定はできておりました。その点は残念ながら受田さんとは意見がずつと違ふのでございませぬ。

○受田委員 意見の相違といふ問題ではないのです。国会の承認を常に原則とする自衛隊のあり方を、あなたが信念で持つておられない。国会軽視といふ考へを持つておられるから、国会が開かれていないときに方面隊を増置したり地方隊や航空隊をふやしたりすることをおくまでも固執されておられる。私はその点においては少なくとも自衛隊の責任は国会を通じて行なり、こゝういふ観点にあなた御自身が立ちなつていただきた。あなたが幸いにして平和愛好家であり、にこやかなお顔をされた人であるからこゝう申し上げるのです。しかしながら防衛庁長官の地位にとんでもない好戦家がすわつたやうな場合に、長官命令で総理大臣の指揮を仰いで勝手に治安出動をやる危険が多分にあるのです。国会承認といふ手続をとつておけば、その好戦長官を抑圧する手段がとれる。将来にわたつて民主主義國家の原則を守るために、政治優先の原則を確立するため、少なくとも自衛隊法のあらゆるところに出てゐる国会尊重を無視した規定を、適当に是正する措置といふこと

をあなたはもとよりならなければいけません。そのことを今重ねて、閉会中にやる場合には臨時国会を召集する手もあることをお教えして、あなたの御決意をお伺ひしたいのです。

○西村国務大臣 私も国会議員の一人でございますから、国会が憲法による國家最高の機関であるといふことは承知してあります。しかしながら同時にまた自衛隊の任務、性格、特に軍隊的性格といふものの機動力、これは国民のために役立つやうな行動はとつてもらわなければならぬ。その調節点、緊急やむを得ないときは臨時部隊編成が行なわれるといふことは、財政上の負担を国民にかけるわけでもございませぬし、これは私は受田規定だと思ふのであります。

○受田委員 自衛隊のあり方について、また一方防衛局の立場について、防衛庁設置法の中に防衛局の任務といふものが「防衛及び警備の基本及び調整に關すること。」「自衛隊の行動の基本に關すること。」「自衛隊の行動の立場に關すること。」「またここに統合幕僚會議の構成の権限等に係關してゐるもの、指揮命令の基本的なものが、指揮命令の基本的なものが出てきておるのです。こゝういふやうな指揮命令とこゝの内局の基本的な問題とに、それぞ基本といふ問題が出てきておる。その間に文官と武官、制服との間に権限の混淆を來たす危険のある文句が出てゐる。これをばつと取り除いて、内局といふものはほんのわずかな長官補佐役として、防衛の全く大あらましの基本的な問題くらいしかお取り扱いにならないで、制服の

握つたりつばな案に屈從させられるという、長官がどっちを採択するかというときに、内局の案はつまらぬ、制服の案が名案だということになるおそれがある。そういう意味で、この規定は両方にそれぞれの特色を生かして、特に内局が嚴重に制服のわがままを抑えるようなはつきりした規定を、この防衛庁設置法のそれぞれの局の規定としておきめになってはいかがですか。

○西村國務大臣 これは新しい法律上の問題でございます。私としては人事、予算、こういうもの、並びに防衛出動のような行動の基本の問題は、十分内局を通じて補佐してもらいます。と同時に作戦上のいわゆる命令の基本でございます。従つてこれらの詳細につきましても、さらに御納得いただけるように官房長から御説明申し上げます。

○加藤政府委員 今御指摘になりました個所でございますが、統合幕僚會議の方は自衛隊に対する指揮命令の基本及びその統合調整をやるわけでございますから、軍事専門的な見地からします基本及び統合調整の任に当たる。防衛局の方は長官の政治的な補佐機関としての、そういう政策面からの防衛計画及び警備計画に関する補佐をするわけでございます。この調整はどうするかというところでございますが、これは防衛庁設置法の第二十條にございまして、関係のところだけを讀んでみますと、第二十條の第三号に「統合幕僚會議の所掌する事項について長官の行う指示又は承認」これについては「官房長及び局長は、その所掌事務に関し、長官を補佐する」とありまして、こゝで調整をとつておるわけでありまして、こゝ

片方は軍事専門的な見地から立案をし、企画をいたします。片方は主として政策的な見地から立案し、企画する。これを第二十條で、長官に対し政策的な見地の方からの補佐にかけられるわけです。

○愛田委員 加藤さん、非常に説明が具体的であつたわけですね。私はそこで今のそれぞれの任務を一応伺つたのですが、統合幕僚會議の議長という地位は、一方文官の最高責任者である内部事務的には事務次官、これとの関係において問題が一つ出ている。統合幕僚會議の議長と事務次官とは、給与の上においても他省に見ることができない特別待遇をしております。しかし統合幕僚會議の議長には、今度持つた新しい権限に對應するように、ほかの陸海空の長としての陸海空将よりもっと高い権限を与え、地位を与える必要から、アメリカの統幕議長が持つておるような強い地位を日本の場合認証官等で付与する、こういう構想も私は自衛隊の立場からは当然浮かび上つてくるのではないかと、そういう氣持がするのでございますが、いかがですか。

○西村國務大臣 私もこの席を通じて初めて御意見を伺つたのであります。が、かねがね自衛隊を扱ひまして、各幕僚長以上くらいは認証官であつてしかるべきではないかという考えを持つております。この認証官であることと内局がこれをコントロールすることとは、別個の問題であります。私は認証官なるがゆゑに権限を逸脱して勝手な行動をとるとか、長官が統括できないというのではないと思ひます。あれだけの人数を統括する人間としては、やはりたとえば地方の判事、裁判長です

か、檢察庁の檢察長くらいが認証官であつて、自衛隊のみは認証官であつてはいけないという議論は必ずしも立たないのではないかと、こういう考えのものとにそういう意見は持つておりますが、まだこれは検討は命じておりません。

○愛田委員 地方の裁判長や檢察官は認証官ではないのです。認証官という地位に、統幕會議の議長、それから陸海空の三幕までもあなたはその御意見を伺ひまして、認証官が四人でございまして、この問題については、事務次官が認証官である統幕議長より下に置かれるような立場になつたので、あなたの補佐役としての立場から、制服を大事にして事務系を粗末にするということになる。今あなたのお考えを聞いてみると、制服を四人も認証官にするという構想を伺つた。事務系統は一向頭が浮かばないで、認証官によつて常に支配されるような風下に置かれる危険があると思ひます。長官、あなたの今のお考えは、これは逆にお考えになられて、事務系統の責任者をもっと重視して、統幕の責任者に對して對抗ができるような形にしておかないと、私がしばしば懸念する文官優位の原則はこわされますよ。御注意を申し上げます。

○西村國務大臣 お話がはずみましたが、認証官の考えを私は申し上げたのであります。まだ部内で検討させておる段階ではありません。しかし認証官であるからどうだこうだという問題ではないと思ひます。三軍を私のもとで統括しておる各幕僚長あるいは統幕議長というものは、やはり一つの身分でございます。これに對しては

やはりはつきりした統制力は持たしていい。その基本を文官が、あるいは補佐を受けて私に總理大臣なりがしつかり握る。そのかわりその文官については、私は安定して落ちついて、防衛庁でつづいて人材としてやつてもらひたい。その意味で私は、国防省への昇格も必要ではないか、こういうように申し上げておるのであります。

○愛田委員 あなたにいま一つこれに關係して聞いておきたいのですが、今の長官は、あなたがもし指揮命令を誤られた場合には政治的責任があるわけですね。ところが議長とか各幕の長とかいふものは、そうした三軍統制の責任というものが長官にあるのですから、それぞれの制服の諸君は責任回避ができるという問題が起くるのです。政治責任の所在という意味からも、長官はいたづらに強い責任を持ち、制服の諸君は長官の命なりと稱して適當な方法でござませぬ危険がある。こういうことについても、文官と武官の責任体制というものをきわめてはつきりしておかれる必要があると思ひます。御答へ願ひます。

○西村國務大臣 その意味で、内局で人事の基本も握つておるのであります。そのために人事局長も置いてあるのであります。もちろん私あるいは最高の人事におきましては總理大臣の意見も十分聞かなければなりません。そういう意味で内局には人事局という大きな機構もあるわけでありまして、

て、本動議のごとく可決いたしましたし、た。(拍手)——起立多数。よつて、本動議は可決いたしました。(拍手) 防衛二法案に関する質疑は以上をもちつて終了いたしました。

「わからぬ、わからぬ」理事會を開けと呼び、その他発言する者多し。

○久野委員長 靜肅に願ひます。——ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○久野委員長 それでは始めます。引き続き議事を進めます。引先刻、服部安司君から質疑終局の動議が提出され、委員長はこれを起立に問ひました上、起立多数、よつて動議が可決された旨を宣告したのであります。が、この宣告が徹底を欠いたからいがある。この宣告が徹底を欠いたからいに基づいて、確認のため、念のため、あらためて採決をいたしたいと存じます。

服部君から提出されました質疑打ち切りの動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立多数。よつて動議は可決されました。(拍手)

これにて質疑は終局いたしました。

○久野委員長 これより兩案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。藤原節夫君。

○藤原(節)委員 私は自由民主党を代表して、二法案に對し賛成の意見を表明せんとするものであります。

○久野委員長 〔発言する者、離席する者多く、議論然、聴取不能〕

○久野委員長 ……起立多数。よつ

最近における科学兵器の著しい発達の結果、一たび全面戦争が起これば人類の破滅を来すといふことから、世界平和に対する諸国民の願望は、期せずして戦争抑制といふ世界の世論となつて現われているのであります。一方現実の世界の情勢を見ますと、遺憾ながら国際間の相互不信は依然として根深いものがあり、絶えず各地において局地戦争が頻発しておるといふ現状でありまして、世界の平和は力のバランスによつて保たれておるといふのが偽らざる現実の姿であります。

このやうな国際情勢下にあつて、わが国の国防を全うするためには、一方において国連の活動を積極的に支持すると同時に、他方日米間の安全保障を基調として、国力国情に應ずる必要最小限度の自衛力を整備することが何よりも肝要なことであると確信するものであります。世上いふところの無防備中立の論に至りましては、これら現実の国際情勢を無視する理想論であつて、これは国家の存立と民族の生命を全うするゆえんでないと考えますので、われわれは絶対に容認し得ないところでありませう。

今回提案されました二法案は、要するに国土の防衛と国民の安全を期するために、ひいては世界の平和に貢献せんとして、国防の基本方針に従ひ、国力に應ずる防衛力の充実に、国情に沿つたその効率的な使用を意図するものであります。これはまさに国民の期待に沿ふものであると確信いたしまして、ここに賛意を表する次第であります。

(拍手)

○久野委員長 次に山内広君。

○山内委員 私は最初にどうしても一

第一類第一号 内閣委員会議録第三十一号 昭和三十六年四月二十六日

言申し上げざるを得ない点は、ただいまのような混乱が引き起こり、言論の最も高度に許さるべきこの国会に於いて、ああいう質問の最中に、しかも理事者側において答弁のないまま最中に、動議によつてこの大事な防衛法案の質疑が打ち切られたといふことは、これが言論の府である国会において起つたといふことは、まことに民主主義の自殺行為であります。この点は責任であることを勇頭に申し上げざるを得ないのであります。しかしながら理事者の話の話し合いもつきまして、議事を円満に運ぶといふことであります。それから、その線に従ひまして、これから日本社会党の同僚議員のお許しを得まして、私はこのいゝゆる防衛二法案につきましても絶対反対の立場から、その理由を明らかにせんとするものであります。(拍手)しかしながら本会議においで十分申し上げる機会もあるはずでありますので、詳細にわたります点はその機会に譲りまして、ごく要点のみを簡潔に明らかにいたしておきたいと思ふわけでありませう。

防衛庁設置法の一部改正案は、そのねらいとするところは、言うまでもなく統合幕僚会議議長の権限の強化であります。このことはきょうも強く指摘された線でありましたが、今まで長官は常にシビリアン・コントロールといふことをお話しになり、かりに自衛隊の存置を認める方々も、この文官優位の法則がある限り、むやみなことはしないであらうという期待が非常にかけられておられるのであります。しかしながらいろいろお話の中にも出て参りました通り、この文官優位の原則の

一角がくずれていくということが、今度の防衛庁設置法の一部改正で明瞭になりました。このことをわれわれ国民は非常に憂へざるを得ないのであります。なぜかならば、実際に武器を掌握してゐる兵隊の人たちが権限を持つてゐることは、いかに誤れる結果を招来するかと、いかに誤れる結果を招来するかと、わが国内においても、大養さんなどは殺されたのであります。二・二六事件はどうして起つたのであります。そうして軍部が権力を強く握つたために、ついに誤れる戦争を引き起こした事実を、私どもは思ひ出さざるを得ないのであります。これが防衛庁設置法の一部改正に対する反対の大きな理由であります。

次に自衛隊法の一部改正でありますけれども、これは今度十三個師団を編成するそのねらいとするところは、装備の近代化あるいは国内治安対策である、そういうふうな御説明があるわけにあります。この装備の近代化といふことについては、私どもも一番おそれることが、総理を初めあなたの方の御発言を通じて、やがて日本に核武装のときが必ずくる、こういうことに対する強い疑念を深めるのであります。なぜかと申しますに、憲法解釈の問題でありますけれども、私初めて国会に出て参りましたあの九条の解釈の政

府の統一見解を伺ひ、それから次々と、かつては記録の上では、自衛力すらも否定した時代があります。しかるに最近では憲法解釈上は、防衛のためであれば核武装も違法でない、こういうやうな見解に変わり、政策としては

持たないのだ、そういうお話でありませうけれども、政策はいつ変更になるかわからぬわけでありませう。そうして現実に皆さんが導入し、あるいは試験をし、そうしていろいろ発注されている今のミサイルといふものは、やがて核弾頭をつけ得るミサイルにすべく、装備の近代化といふ名前でどんどん進められておる。この行き方に対する国民の恐怖といふものは、非常なものだと思ふのであります。特に国内治安対策につきましましては、この議会においていゝゆる杉田発言といふものが取り上げられました。明瞭に今の自衛隊といふものが、目的を変更して国内治安に回つてきた。本来ならば杉田発言は、この議会において本人みずからの手によつて究明するべきでありましたけれども、ついにそれがなされなかつたわけでありませう。特に私どもが考えなければならぬのは、今の日本は確かに世界的な好景気のおおりに食つて、景気はいい。しかしこの今の好景気といふものがいつまで続くのか、この夏、秋、来年早々、一たび大きな反動の波が来ますと、大へんな不景気が襲つてきます。特に今政府が打ち出しておるところの貧民切り捨ての政策というやうなものは、国民は非常な疑念をもつて見ておる。最近公共料金を上げてきた。諸物価がどんどん上がつてきておる。国民はこの物価の値上がりに対して、非常に生活の不安におびえておる。すなわち国内の不安といふものはどこから出るか。政治の貧困からこういう状態が出てくるに、自衛隊が国内治安維持だといふことで、そのほ

こ先を国内の方に向けてきた。いつこれがわれわれの同胞の上に弾丸を撃ち

込むところの自衛隊に変わらなないと保障はできないと思ふのであります。こ

ういふ点がこの自衛隊法の一部改正にあたり、政府の説明を通じて私どもは心配をする点なのであります。そのほか今度の論議を通じて、憲法九条をめぐる捨てたはずの戦力と、守るべき自衛の具体的な限界といふものはどこにあるかといふことも、明瞭にされませんでした。直接侵略、間接侵略に対する政府の見解も不統一であり、日米安全保障条約第四条に

おのづから見解といふものも非常に混乱をしておる。自衛隊法七十六条、七十八条の解釈問題、こゝいふものも見解が明らかでなく、また日米安全協議委員会

の性格といふやうなものも明瞭にされなかつたわけでありませう。こゝいふことで国際情勢あるいは武力の極端に発展した今日、こゝいふ防衛二法案による自衛の強化といふよりも、もつと根本的にどうしたら日本の自衛が確保できるのか、こゝいふ基本的な問題に立ち返つて、ほんとうの基本的なもののからやりかゝる必要のある段階だといふことを、私どもははつきり感じ取つてゐるわけでございます。さういふ意味できょう行なわれたやうな強行手段によつて、かりにこの防衛二法案が通つたといつたとしても、日本の将来の歴史に大きな汚点の一時を残すといふことを私どもは心配するわけでありませう。

二九

○久野委員長 次に受田新吉君。

○受田委員 私は民主社会党を代表いたしまして、御提案になつております二つの防衛関係法案に対して、はつきりと反対の意思表示をいたしたいと思つてございまして。ただいま私は民社党を代表いたしまして質疑を試みておつたのでございまして、この質疑中に委員長より質疑を取りやめる旨の宣告がされました。この点につきまして、討論の中に残余の質疑の重要点も織り込んで、今よりこの二法案に対する反対理由を申し上げたいと思つております。

自由民主党の方々は、歴代の内閣において自衛隊を漸次増強して今日に至つておられます。かつての警察予備隊、引き続く保安隊、さらに自衛隊と、目まぐるしい国際情勢の変転の中に、強大なる自衛隊への完成を目ざして努力をしてこられております。ところがこのたび池田総理が渡米をされようという段階になりますと、池田総理は、総理大臣就任以来岸内閣があつた大きな反対を受けた原因であるはつきりした自衛隊に対する意識をばかして、憲法問題その他の問題とともにその姿を没して、実は所得増進論とかあるいは社会保障、公共投資の線を打ち出して参つたのでございまして、これを是正してすみやかに対米交渉のみやげにしなければならぬという立場から、このたびこの防衛二法案の思い切った改正案を出したものだと思つております。ただ私はここで特に御指摘申し上げたいことは、自民党の方々、自民党の政府が強力に自衛隊増強を企図しておられるにかかわらず、国民はこれを知らず、納得せず、国民的基礎の上に

自衛隊増強が進められておらないという事です。

第二の問題は、日本の自衛隊の増強は、この委員会におけるしほの政府の御答弁にはつきり伺ふことができません。アメリカの極東戦略の一環として日本の自衛隊を増強するといふ立場をとつておられるのであつて、いわば対米追随の自衛隊増強政策といふその本質の姿を暴露されておるのであります。この意味におきまして二つの大きな誤謬を犯され、日本の自主防衛体制という立場よりも、あまりにもかけ離れた立場でこの自衛隊の増強計画が進められておられるという事を指摘しなければなりません。

その第一の、国民の信頼の上に立つという自衛隊であらなければならぬといはずの自衛隊が、なぜ国民に信頼を受けておられないか。はなはだ自民党の方々をもつて御残念なことであるこの原因の根本は、政府自身が自衛隊を国民に周知徹底せしめることの努力が欠き、またその自衛隊そのものの姿が新しい憲法の精神を逸脱する方向にある、その解釈も政府独自の勝手勝手の意味に理解しておられるというやうなところが、勇氣を持って国民に自衛隊を理解させることを欠いておられるのではないかと思つております。国民に知らしむべからず、よろしむべしという立場で自衛隊が増強される限りにおいては、自衛隊がどのようなりつぱな装備を持ち、莫大な兵力を養成いたしまして、国民の支持の上に立つ自衛隊とはなり得ないのであります。

第二の問題、アメリカに追随する自衛隊であるということにつきましては、きょうもお尋ねした問題点について、長官以下政府委員の方々の御答弁によつても明らかなく、アメリカの立場に協力するといふ主張のもとに、実はアメリカの政策にかなうごとくに、陸上は日本の自衛隊で握り、海空はアメリカにまかせるというやうな、そうした極東戦略の一環に明らか協力する体制で、この法案の改正も提案されたものと認めます。そういうところが、私をして言わしむるならば、自由民主党の方々に、自主的な立場に立つ自衛隊をもつと勇氣を持つてあなたの方の立場から、国民の信頼の上に立つべき自衛隊にすべきが自民党の立場ではないかという点、特にアメリカに對しても、独立国家としての權威を勇敢に発露するやうな、そういう外交政策と防衛政策をあなたの方の立場でとるべきではないかと思つております。

法案の内容について一言いたしますならば、特に今回の改正案が、陸上を中心に定員不足をしようといふ募集難に對抗して、逆に大幅な増員計画を立てておられることは、これまで大きな問題点である。第二の問題点は、先ほど社会党の山内委員から指摘された通り、シビリアン・コントロールの問題です。自衛隊が民主主義の基盤に立つ祖国の自衛隊である限りは、国民の名における自衛隊の真面目を發揮しなければならぬ、国民とともにある自衛隊であるべきにかかわらず、国会の意思を無視して、制服が横暴をきわめるやうな方向に法案の改正がされておるといふこと、こういうことを積み重ねることによつて、おそろく遠からず制服の諸君がその莫大な兵力と莫大な装備力をもつて、少数の内局の人々を抑え、文官である長官の権限を適当に犯すやうな、いわゆる軍部独裁の方向に自衛隊が変貌して行くのではないかという懸念を持っております。その意味におきまして、今回の改正案の中には、あまりにも勇敢に幕僚の責任者である幕僚會議議長に強大な地位と権限を与えておられるといふことを、私は絶対に許すことができないと思つております。

以上、きわめて簡単でございますけれども、ただいま二つの法案の最終的取り扱いに對する委員長その他の方々のなされた措置が、非民主的であることとをこゝで深く遺憾に思つておるとともに、今後の日本の防衛施策のあり方に重大な転換をされるやうに努力されんことを希望いたしまして、反対の理由を申し上げ、討論を終ります。(拍手)

○久野委員長 これにて両案についての討論は終局いたしました。

これより採決に入ります。

防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久野委員長 起立多数。よつて、防衛庁設置法の一部を改正する法律案及び自衛隊法の一部を改正する法律案の両案はいずれも可決いたしました。(拍手)

なお、議決いたしました両案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久野委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのやうに決定いたしました。次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散會いたします。

午後五時三十二分散會

〔参照〕

防衛庁設置法の一部を改正する法律案(内閣提出第二七号)に關する報告書

自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第二八号)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕